

令和4年

第2回忠岡町議会定例会会議録

開 会 令和4年6月14日

閉 会 令和4年7月 1日

忠 岡 町 議 会

令和4年 第2回忠岡町議会定例会会議録（第1日）

令和4年6月14日午前10時、第2回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 和田 善臣議員	2番 河瀬 成利議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 今奈良幸子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	住民部長	谷野 栄二
住民部次長兼生活環境課長		健康福祉部長	泉元 喜則
	新城 正俊	産業まちづくり部長	村田 健次
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長兼消防予防課長	岸田 健二		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間 早百合

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は、成立しております。

ただいまから、令和4年第2回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和4年第2回忠岡町議会定例会議事日程 (第1日目) について、ご報告申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 一般質問

以上でございます。

議長 (和田 善臣議員)

第2回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申出がありますので、発言を許します。町長。

町長 (杉原 健士町長)

皆さん、おはようございます。

ご案内のように、令和4年第2回忠岡町議会定例会の開会を招集いたしましたところ、皆様方には公私何かとお忙しい中にもかかわらずご出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、国は屋外において人との距離2メートル以上を確保できる場合や、距離が確保できなくとも会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はない。屋内において

も、人との距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合はマスクの着用は不要との指針を出しました。

また、今月から1日当たり入国者数の上限を1万人から2万人に引き上げ、約2年ぶりに訪日観光客の受入れを再開するなど経済活動は正常化に向かいつつあり、以前の日常生活を徐々に取り戻しつつあります。

このような中、本町におきましては、60歳以上の方などに対して4回目となるコロナウイルスワクチン集団接種を7月から9月の最終日曜日の月1回、計3回実施する予定でございます。医療従事者の方々の協力を得ながら、引き続きミスがないよう実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。

本定例会には、忠岡町公平委員会委員の選任や一般会計補正予算の議案などを上程させていただきます。どうかご賛同、ご可決いただきますようお願い申し上げまして、私のご挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、7番・松井匡仁議員、8番・三宅良矢議員を指名いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は、本日より7月1日までの18日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、7月1日までの18日間と決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員、北村 孝議員より例月出納検査の結果報告の申出がありますので、発言を許します。

監査委員（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

監査委員（北村 孝議員）

皆さん、おはようございます。例月出納検査について、ご報告を申し上げます。

ここに、報告申し上げますのは、令和4年5月27日に行いました内容で、帳簿等は、同年4月30日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計及び下水道事業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告をいたします。

監査委員 北村 孝

議長（和田 善臣議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（和田 善臣議員）

日程第4 一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

まず初めに、三宅良矢議員の発言を許します。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

よろしく申し上げます。一般質問させていただきます。

まずは、ふるさと納税の呼びかけの手法についてご質問します。

昨今、報道にありましたとおり、泉佐野市ではふるさと納税の呼びかけ手段として、メタバース空間において民間企業主催の100万人が来場するVRイベント「バーチャルマーケット」にて出店すると報道発表がありました。

以前より、本町におきましても、ふるさと納税を増やすための手法として様々悩んではいたと思います。今は、内容以上に、より多くの方たちにいかに注目を浴びるのかということが、何よりも増やすための大きな手法の1つだとされていますので、現在は求められているということです。

このような次世代手法は忠岡町も取り入れていくべきと考えますが、いかがお考えでし

ようか、お答えください。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

本町のふるさと納税を広く知っていただくため、本年度は広告宣伝費として約90万円を計上させていただいております。使用する媒体は、さとふるなどのポータルサイト内や、新聞社等が行うふるさと納税広告を予定しております。

議員ご提案のバーチャルマーケットについては、今後、市場規模の拡大が見込まれますので、広報の取組方法等につきまして調査研究してまいります。よろしく願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

はい。

8番（三宅 良矢議員）

90万円の予算ということなんですけど、泉佐野市はそれを先行して発表することによって、新聞各報道で90万では抑えきれないぐらいの広告費を得たわけじゃないですか。これは手法としては1,000万級やと思います。とって、その先行されている泉佐野市にも調査研究に行かれるともお聞きしてますので、それはそれで進めていっていただきたいと思います。

私自身も幾つかのアバターを作成したんですけど、やっぱり僕のパソコンも業務中心のセレロンのパソコンなんです。で、やっぱり動きとかちょっと操作に難がすごいですけど、これ再質問で聞きたいんですけど、今の忠岡町のパソコン性能レベルで、このような取組をさあいざやろうというときに、それは追っついてやっていけるものなんでしょうか、取組を進めていけるレベルなんでしょうか。いかがでしょうか、お答えください。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議員お尋ねの件について、機器等の周辺環境の整備が必要なのかどうかも含め、今後、調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅委員。

8番（三宅 良矢議員）

その辺も同時並行で進めていただいて、まあまあ要望にはなるんですけどね、それらを見越して、パソコン購入ですね、全台じゃなくて、ほんとに担当の方たちの部分でいいと思いますし、インターネット回線は十分有線なんでいけてると思いますんで、そういった部分を含めてしていただけたらいいかなと思います。

望むところであれば、例えば忠岡町役場メタバース庁舎みたいな形で、何かちょっと取り入れてもらえるようなところですね、広告宣伝として。そういうようなちょっと方向性をやっていただきたいなところを要望に代えまして、次の質問に行かせていただきたいと思います。

続きまして、スポーツ庁の運動部活改革を受けました忠岡町の中学校の部活動の実態と今後の方針についてご質問させていただきます。

令和3年10月より運動部活動の地域移行に関する検討会議が開催され、令和4年5月26日にかけて計8回開催されております。令和3・4年の国の補助金を用いて指導員や活動母体の外部化推進に取り組んでいる市町も出てきております。

土・日・祝日におきます部活動参加による教職員の負担に関しましては、10年前の2倍になっていることや、給与の保障が余りにも低い、また、90%以上の中学校で全教職員が顧問を事実上引き受けることなどになっており、本懐であります授業支援に集中できないという弊害も出ているとの調査も報告されています。

それにつきまして、3点、本町におきまして質問させていただきます。

1点目、現状における忠岡中学校の部活動（運動部系・文化部系別）に対する教職員・生徒参加率についてはどのようになっているのでしょうか。

2、教職員や生徒に対する部活動などの実態、実情や意向について調査などは行っているのでしょうか。

3点目、国が進めようとしている部活動の地域移行に対し、忠岡町はどのように考えているのでしょうか。

以上、まとめて3点、一括でお答えください。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

まず、議員お尋ねの忠岡中学校の部活動の現状でございますが、顧問についている教職員の割合は、管理職を除いて30名の100%となっております。うち、運動部系が22名の約73%、文化部系が8名の約27%となっております。

次に、生徒の部活動への参加につきましては、全生徒数406名のうち306名参加の約75%、うち運動部系が223名の約55%、文化部系は83名の約20%となっております。

2つ目の教職員や生徒に対する部活動に関する調査につきましては、大阪府教育長から

先ほど申し上げました学校全体の参加率や種目別活動状況等についての実態調査が毎年実施されております。

3点目の議員お示しのとおり、教職員の働き方改革を踏まえた中学校の部活動改革に関する提言書が、去る6月6日、運動部活動の地域移行に関する検討会議座長からスポーツ庁長官に提出されたところです。

内容につきましては、最終的な到達目標等は示されておりますが、財源を含め制度設計等の詳細については示されておらず、基礎自治体である市町村にその責任が委ねられているところです。

財源の確保、受皿となる民間団体の整備、指導者の確保や研修、平日に行われている部活動との兼ね合い、大会の引率等、課題は多岐にわたっております。その結果、基礎自治体の規模による格差や地域間による格差が生じるのは必至であり、住んでいるところにより子どもたちの活動に差が出ることはあってはならないことと認識しております。このような自治体間の格差解消を図るためには、国や都道府県が積極的にその責任を果たすべきであると考えております。

今般の提言を実現するに当たって越えるべきハードルがあまりにも高いというのが現状の認識です。今後、国・府や他市町村の動向を注視し、情報収集等に努めるとともに、他市町村とも連携を図ってまいりたい所存です。

併せて、私ども教育長が今般、大阪府町村教育長会会長に就任し、全国町村教育長会の常任理事となったことから、積極的な情報収集に努めていただくとともに、国関係者との協議時にはこの件について触れていただく予定をしております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

教育長、まずはおめでとうございませう。もし、さっきに対しまして一言何か意気込みとかあれば。よろしいですかね。僕も初めてのこれを聞いたときやったんで。

議長（和田 善臣議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

今、私どもの理事が申し上げましたとおり、この4月から私、府の町村教育長会の会長と近畿2府4県の会長、そして国の常任理事と、えらいことになってしまいました。

私としましては、全国925町村の子どもたちが、大都市、それから大規模のまちに負けないように、脆弱なこの町村が一体となって、何とか子どもたちに同じレベルの学習、学び、活動が保障されるように、微力ながら尽力してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅委員。

8番（三宅 良矢議員）

今のは質問に加えていただいても結構ですので、頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願いいたします。

先ほどの石本理事の答弁につきまして、これで再質問させていただきます。

2点、再質問させていただきます。実態調査が大阪府のみということですが、部活の地域移行に関する意向調査につきましては、忠岡町におきまして、忠岡町の教職員や生徒に対してされる予定はございますでしょうか。

2つ目、ハードルは高いという回答でしたが、府内においても令和3年度より国の補助金を活用して取り組んでいる市町村もございます。であるならば、現実的な越えることが可能なハードルであるとも考えられますが、いかがでしょうか、お答えください。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

1つ目の議員お示しの部活の地域移行に関する意向調査につきましては、近隣市について実施状況等を確認しましたところ、泉大津市を除く堺市、高石市、和泉市、岸和田市においては、現在のところ未実施で、実施の予定もないと聞いております。

なお、泉大津市につきましては、スポーツ庁の令和3年度地域運動部活動推進事業を受託している関係で、国がビッグデータを収集するための意向調査の実施が必要条件であり、実施されたと聞いております。

本町としましては、今後、他市町村の意向調査の実施予定等を含めた情報収集等に努め、意向調査実施の判断をしてみたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2点目の議員お示しの調査研究は、先ほども申しあげましたスポーツ庁の委託事業として全国的に行われ、本府におきましても4市町が受託され、令和3年度、地域運動部活動推進事業成果報告書が出されたところです。その中においても、先ほども申しあげました本町が懸念しております様々な課題等も示されているところです。

今後は、明らかになった成果と課題とを踏まえ、調査研究をしてみたいと思いますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

報道ベースで、地域移行されるんやということばかりがやっぱり新聞では取り沙汰されて、実際問題、忠岡町はどうなのと聞かれても、僕らも答えられないというのが現状で、

本町としてはこれからスタートに向けてまだ準備段階のレベルかなと思ってますんで、やるに当たってもやっぱりマンパワーと予算につきましては必要なことは理解してますので、状況も、今後についても定期的に投げかけさせていただきたいなと思います。

ただ、どうしても毎日か産経かに、80%の教職員がやっぱり負担に感じてて、できればやめたいと、そんなアンケートだったと思うんですよね。やっぱりそう考えると、確かに子どもの保障も必要やと思うんですけど、やっぱり職員さんが潰れられたら一番元も子もないので、そういったところを踏まえて、教育長に関しましては国にバシバシと提言をお願いいたしたいと思いますんで、よろしくお願いいたします。

続きまして、女性に向けての本町の取組においての現状、女性支援に向けての本町の取組及び現状の体制などについて質問させていただきます。

女性支援新法、正式名称が「困難を抱える女性の支援強化法」が、去る5月19日に可決し、2024年4月より施行されます。

成立に関して、何が町村レベルで取り組んでいかなあかんのかなと見ていたのですが、大きく2点、①民間と協働し支援内容を協議する会議を設けること、②民間支援団体への補助が挙げられていました。あと1年半という期間で、忠岡町内に実質そのような性被害や生活困窮、家庭環境の破綻などの支援を行える団体が町内自身にはないということなので、これを踏まえてどのように取り組んでいかれるのか、お答えください。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

新法でございますが、これまでの女性支援が1956年制定の売春防止法が根拠となっ
てまいりました。しかしながら、今日、女性の支援活動の現場からは、実態とそぐわない
として新たに制定されたものと聞いております。

都道府県に関しましては、女性相談支援センターの設置を義務づけ、相談対応に加え、
一時保護、心身の健康を回復するための援助、就労支援などに当たることを義務づけてお
ります。併せて、民間団体と協働して、困難に直面した女性に居場所を提供するほか、手
続等の関係機関への同行といった業務を担うとしております。

いずれにしましても、これまで大阪府が実施している内容でございまして、本法律に合
わせて改めて整備すると聞いております。併せまして、関係機関が支援内容を協議する会
議を設け、困難を抱える女性の総合的な支援ができるとしております。市町村において
は、今後、民間団体への補助などについて努力する旨が規定されているところでございま
す。

現在のところ、成立したばかりでございまして、国や府を通じて特に対応を求められて
いることはありませんが、今後、近隣市とも情報を交換しながら対応してまいりたいと考
えております。

また現在、町のほうでどのような対応をしているのかという点でございますが、本町では企画人権課や地域福祉課など関係課と連携しまして、DVや生活困窮者対応を実施する中、大阪府女性相談センターと連携し、女性や子どもも含めた諸問題について相談対応、支援を実施しているところです。

また、は一と・ほっと相談事業とも連携しております、この機関でございますが、福祉事務所のない自治体における生活困窮等の諸問題解決に資するため、府が大阪府社会福祉協議会に委託し、実施しているものです。本町を含めて、熊取町、田尻町、岬町の4町対応として、岸和田子ども家庭センター内に事務所を置いて支援をしていただいているところでございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。概要のほうは、本町としても今回答えていただいている程度分かったところで、その流れでいくと、社協の関連でありますは一と・ほっと相談事業ですね。今後は現実的にはこのところをメインとしたつながりとかをより強化、本町としてはしていくということよろしいでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

先ほど申し上げましたとおり、現在、国・大阪府より具体的な情報や対応につきまして特に寄せられておりませんので、今後、情報等を注視しながら、そのような形になるのかなと考えているところでございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。よろしく申し上げます。やはり資金的なものやと思いますので、この辺につきましても国や府にと、それ以上に町としても必要な部分に関してはしっかりと支援していただきたいなという要望に代えまして、質問を終わらせてもらいます。

次の質問に行きます。

介護ハラスメントの全国調査を受けての本町の方針について、質問させていただきます。

令和3年11月に、厚労省より委託を受けました三菱総合研究所が全国の市町村を対象に、介護職へのハラスメントの状況について調査されました。有効回答率は61.5%、

1, 070の市町村より寄せられまして、94%が「介護現場のハラスメントの予防・対策は必要」と回答する一方で、そのうち94.2%が行政側の積極的な情報収集を行っていない。また、82.6%が「実施していない」、そのような状況です。その調査結果を踏まえましてご質問させていただきます。

1点目、忠岡町として現状の状況把握や取組についてどのように行っておられますか。

2点目、事業所に対しての指導や説明は市町村に義務づけられています。しかし、利用者サイドから事業所に対するクレームや過剰要求、セクハラなどへの第三者としての客観的介入する取組は見られません。全体的な保険制度を運用する主体者が忠岡町という位置づけであれば、本来は中立的介入が必要であると考えますが、いかがお考えでしょうか。以上2点、まとめてご回答ください。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

今後、高齢化のさらなる進展、現役世代の減少が生じ、介護サービスの需要が増加すると見込まれる中、介護人材の安定的な確保が求められており、そのためには安心して働くことができる就業環境の整備は必要不可欠であります。

こうした中、実態といたしまして、介護現場でのハラスメントは起きております。実態調査を各事業所に実施はしておりませんが、事業所により相談を受けているものに対しまして、対策、対応について助言している状況でございます。

2点目ですけれども、利用者からの事業所に対するクレームや過剰要求、セクハラなどへのハラスメント、またはその疑いのある事象が起こる背景には、利用者や家族等の置かれている環境や状況、施設、事業所での関係性など様々な要因が絡み合っております。また、国において平成30年度、令和2年度に実施された事業所職員向けのハラスメント実態調査では、事業所の課題として、ハラスメントかどうかの判断が難しい。予防、解決のためのノウハウがないといった回答が多く見られます。

こうしたことにより、町としての取組ですが、個々の相談内容に応じ、医師等の専門職へつなぐことや、本町の無料法律相談をはじめとした専門機関との連携、支援を行い、各事業所がハラスメントに対する体制を構築するための支援をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。今のご回答の中で気になったところが、安心して働くことができる就業環境の整備というのは必要不可欠であるし、それは雇用主としての責任もある、一番の責任やと思っております。かつ、ハラスメントが現場で起きていることは、忠岡町とし

て認識はしているけど、実態調査は現実今していないという回答でした。であるならば、せめて忠岡町内の介護現場でのハラスメントなどに対する、現業職員ですね、現場での働いている人たちの実態調査をすべきと考えますけど、その意向はございますでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

私どもも介護現場におけるハラスメントの予防や対策は必要であると認識はしております。今後、高齢者のさらなる伸展、現役世代の急速な減少が生じる中、介護人材を安定的に確保、維持していくことが求められ、そのためには誰もが安心して活躍できる就業環境を整備することが大変重要ですが、介護現場では利用者や家族等による介護職員へのハラスメントが数多く発生しており、介護職員の離職等を招いている現状でもあります。

このため、国においてはハラスメントの実態を調査し、対応マニュアルを作成したところであり、まずはその対応マニュアルについて介護事業者に周知してまいりたいと考えております。

ハラスメント実態調査には一定程度の予算の確保が必要であることから、現時点ではその予定はしておりませんので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

先ほど、最後のほうに、調査費用が、予算の壁ということですよ。一定程度の予算の確保は必要ということで、それ言うても、町内の業者とか人数も、言うほどめちゃくちゃ何万人おるわけではないので、調査費用と言うても、郵送料とそういった書類作成で、そういったことを聞くというレベルやと思うんで、数万程度、多くとも10万程度で、その程度の壁なんで、できたら越えていただきたいなということと、そういった調査をしていただきたいという、これは要望ですね。

それと、中立的介入ですね、先ほど僕も質問で言うときながらということなんですけど、ほかの市町村での同じような、そういう現場上がりの議員さんといろいろ意見交流することもあるんですけど、難しいことですよ。どうしても支援者を守る姿勢を何らかの形で示すということは、どうしても後での法的なトラブルに町が主体者として巻き込まれていくということになるので、その辺はまた方法論になってくるかなと思うんで、その辺につきましてまた意見させていただきたいなと思います。

ただ、そういう現場の支援者を守るという姿勢を何らかの形で表すということが、要は今、忠岡町が、忠岡町内は働きがいのある介護環境だというふうに持って行ってほしいというのが、業界の声ですね、これからも届けていきたいなと思ってますし、正直、今インフレで物の値段もばんばん上がってるじゃないですか。

例えば、僕もこの前、納豆を買いに行きましたけど、あれ前、80円ぐらいで売ってたのが、今110円ぐらいになってるんですね。ぐらいの勢いで、介護職っていきなりいなくなるんですよ、ある日。何でかという、相対的に人数少なくなつて。移民からもう選ばれないんですよ、今、日本って。移民と言うたら悪いですけど、例えばフィリピンとかベトナムの人から、昔やったら日本って一番やったんですよ、行きたいなという。で、それが今やったら4番ぐらいなんです。1位、北米、カナダ、2番はヨーロッパ、中国、日本という順位に落ち込んできてるんですね。要は、相対的に日本が思っているほど世界から人は来ないんですよ。というたときを見据えた方向性に日本全体としては行かないといけないと。もう1つ、まずは忠岡町として、こういった細かい部分から支援していただきたいなということで、このことについてはまた継続して質問させていただきますので、よろしくお願いします。

では、最後の質問に参ります。各種計画作成に対しての幸福度指標の導入についてご質問させていただきます。

忠岡町の各種計画、いろいろこの質問に際して見させていただきました。「満足」、「不満足」などの指標はどの計画にも当然のごとく見られます。しかし、「幸福」か「不幸」かという、こういった基準での指標というのは見受けられませんでした。例えばですけど、貧乏と貧困と困窮というものが別概念であると同様に、貧乏であるという認識が、不満足、不幸とイコールになるわけでもありません。

制度政策の導入や推進をする際の判断材料として、「満足か不満足か」や「必要か不要か」だけでなく、「制度が導入されないとしても幸せかどうか」という幸福概念の視点が加われば、新規の制度だけでなく既存の制度に対しても、精査選別や優先順位をつける際の判断材料としてより明確化していけるんじゃないかと思います。

今後は各種計画におきまして、この幸福概念の指標を導入していただきたいと思いますのですが、いかがお考えでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

「幸福度」という考え方でございますが、かつてブータン王国で国王が提唱された国民総幸福度の考え方が、国際的に注目されたのが始まりであると聞き及んでおります。日常生活をはじめ経済的、社会的な側面ではなく、「幸福度」という精神的な側面を捉えての手法だと認識しております。「幸福度」につきましては、いわゆる定量化などの絶対的な定義はなく、本町におきましては指標として用いることは現在のところ考えてございません。

近隣自治体においても、これまでの指標との混乱があるとのこともあり、1つの考え方として認識する中、本町においてはこれまで用いられてきましたいわゆる満足度で指標し

てまいりたいと考えてございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ただ、全国でこれまで僕の調べたところで、お聞きしたら90ぐらいあると言われて、僕も20ぐらいかなと思ってたんですけど、近隣でいえば門真市とか、最近でしたら加古川市などでも取り入れられた実績もありますし、実際問題、現場が混乱するということなんですけど、本町の計画、ほぼほぼまずコンサルタントに依頼してますよね。せめてそのコンサルタントに、こういうような指標の使い勝手、全部が全部それに置き換えるではなくて、一部重要項目とか、そういったポイント、ポイントに絞って、指標の有効性などは確かめることはできないかというようなことを投げかけることはできないものなのでしょうか、お答えください。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

本町としましては、いわゆる指標として用いるという考えはございませんでして、1つの考え方として、今後、コンサルと情報を共有するという形で考えてまいりたいと考えてございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

よろしく申し上げます。満足か不満足かでいくと、例えばこの前、18歳まで医療費を上げていただいたじゃないですか。で、もう既に22歳まで行ってるところとかもあるんですよ。結局、満足か不満足かでいうたら、それは自分らの年まで行ってくれたら満足やし、不満足だと。でも、それが要は、そうすることで幸せなんですかと。住民の本懐ですよ。住民が何を求めている、本懐というものをしっかりとポイントとして計画に今後は取り入れていただきたいということを入れて、この質問をさせていただいたんで、その辺を踏まえて今後はできたら、まずほぼほぼ今後もコンサルは使うと思うんで、そういったコンサルとの情報共有に当たっては必ず、必ずというか相談はやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

議長（和田 善臣議員）

以上で、三宅議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、前川和也議員の発言を許します。前川議員。

9番（前川 和也議員）

大阪維新の会の前川でございます。本定例会より協議会制から委員会制へと議会のルールが変わるわけでありまして、我々議会側と、そして理事者側の双方で、この一般質問も含めてですけれども、町議会での審議の活性化を目指していけたらなというふうに思っております。

それでは、質問に移ります。

まずは、カラス問題ということで通告をさせていただきました。これは、日々の議員の活動で複数の町民さんよりご意見を頂戴しましたことから今回取り上げました。是枝議員も同様の問題を通告されておりますけれども、先着順ということでご容赦いただきたいというふうに思います。

通告にありますとおり、ごみが荒らされるというケースについて本町に連絡、ご相談ですね、これらは多数寄せられているか、そしてそれを受けて、現在の対応についてまずはお聞かせいただきたいと思っております。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

カラスがごみ袋を破り、ごみを散乱させている被害については、今年度に入ってから数件の問合せを頂いておりまして、担当課としても認識している問題でございます。

現状の対応としましては、当日の朝、ごみ出しや防鳥用ネットのような、一般に普及している対策用品等を用いた予防策の周知やご案内を行っております。

今後もこのようなごみ出しの工夫等について、ホームページ、広報紙などにより一層の周知を進めてまいりたいと考えております。

また、ごみ出しの基本的な考え方としては、ごみが発生してから収集されるまでは、廃出者における適正な保管をお願いしていることから、住民の皆様のご協力が不可欠であると考えております。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

役場としても今年度に入ってからご相談があるということでした。カラスというのは、

ちょうど今の時期が、この初夏ですね、今の時期がちょうど繁殖のピークに当たるということで、そのようなお問合せがあるのかなと思います。役場への相談までといかないまでも、お困り事ということで、ご相談、ご連絡いただいている議員さん、私以外にも多いかというふうに思います。

対応としては、広報紙やホームページなどで荒らされないようにするにはどうしたらいいのかと周知をされているということでした。今月号の広報紙にも、小さくではありますがありますが、取り上げられていたかと思えます。

確かにごみは、廃出してから回収されるまで出した方の責任ということですので、カラスに見えないようにするとか、回収の直前に出すとか、そういう町民サイドでの工夫や努力が求められることではありますが、こうもカラスに困っている方が多いということで、何か町としてもできることはないかというふうに考えます。

先ほどのご答弁で防鳥ネットという言葉が出てきましたが、お隣の岸和田市なんかでは防鳥ネットを支給しているということですので、本町も周知の充実以外にネットの提供か、もしくは何か対策を講じることはできないかどうか、お答えください。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

他市の施策についても研究しているところですが、譲渡か貸与という違いはあるものの、いずれも数世帯が利用する集積場というところが配布、貸出しの条件となっております。

この理由としましては、1世帯単位のごみに全てネットをかけることによる収集時間の遅れなどが推察されます。また、本町におきましては、ご存じのとおり、戸建て住宅については戸別収集を実施しておりますので、現状として同様施策の展開が難しいところでございます。

本件につきましては、今後も有効な施策について、今年度改定中の一般廃棄物処理基本計画において調査研究を進めるとともに、現状としましては、ごみ出しの工夫等についてホームページ、広報紙などによるさらなる周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

集積場か戸別収集かということで、出し方の違いによって対策のできる、できないはあるなあということは分かります。ご答弁のとおり、戸別収集でネットを外す、畳むを繰り返

返すと、収集時間の大幅な遅れになってしまいます。であれば、お問合せいただいた方に、逆にこちらから、では数軒まとめることはできますかと。お宅をです、何軒か数軒まとめることはできますかと、こちらから逆提案のような形で協力をお願いして、共に努力するような形でカラスによる被害の防止に取り組むことはできないか、調査研究という言葉がご答弁でありましたけども、考えていただけたらなというふうに思います。

岸和田でも数十軒の集積場ではなくて、数世帯の集積場からネットの支給が適用されるということですので、本町の支給条件としても数軒まとめてくださいよとお願いしてもいいのかなというふうに思いますので、できましたらそのような方向性で検討いただけたらなというふうに思っております。再度、もう1回。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

さきの答弁と同じになりますが、本町におきましては戸別収集を基本としておりますので、また集積場の管理につきましても各自治会、ご近所さんというところでのお話になっております。細い路地とかでは集積場になるような形でもやっておりますが、こちらのほうで、またそのような集積場の実態とかを調べていきたいと思っております。ご理解のほどよろしく願いしておきます。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

分かりました。よろしく願いいたします。

続きましては、通告の一番最後の項目に書かせていただいております企業誘致について質問させていただきたいと思っております。この質問も、ふだんの活動からお問合せを頂くことが本当に多かったもので、取り上げさせていただきました。きっと私以外の議員の方も、お問合せを受けることが多いのかなというふうに思っております。

どの市町村、自治体でも、企業に進出してもらいたいと、活動してもらいたいというふうに考えていると思っております。

議長（和田 善臣議員）

ちょっと前川議員ね、通告順がちょっと違うようで。

9番（前川 和也議員）

そうですか。

議長（和田 善臣議員）

2番目やね、今度は。投票率の向上。この企業誘致を2番目に持ってくるんですか。

9 番（前川 和也議員）

この順番どおりで。

議長（和田 善臣議員）

順番が違っているのかな。

9 番（前川 和也議員）

順番、いいですか、これ、企業誘致から行かせていただいても。

議長（和田 善臣議員）

そしたら、どうぞ。

9 番（前川 和也議員）

ありがとうございます。ちょっと後の時間配分を見て、最後の問題が言えないかなと思ったもので、ちょっと私の中での優先順位で変えさせていただいた次第です。よろしくお願いたします。

で、どの市町村、自治体でも企業に進出してもらいたいというふうに思っているかと思っています。まず初めに、本町で企業の活動をサポートするような支援、これ今現在、どういうものがあるか、お答えいただけますか。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議員お尋ねの企業への支援策などにつきましては、企業創業支援補助金、中小企業退職金共済加入補助金、中小企業振興資金利子補給補助金、在住者正規雇用事業者支援補助金などがございまして、事業者の方にもご利用いただけるよう、広報、ホームページ等にて周知しているところでございます。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

幾つかあるということで、本町での担当部局は産業振興課ということで、ホームページにもずらっとメニューが掲載されています。既に忠岡町内で企業活動されているところへの支援策というのは幾つかあると思うんですけども、町外から町内に進出を希望される企業へのサポート、まさに誘致の促進なんですけども、これが手薄かなというふうに思っております。

で、進出にとってまず何が一番重要か。それは土地とか建物です。冒頭に私もお問合せが多いと申し上げましたが、具体的に申し上げますと、「忠岡で〇〇ぐらいの広さの土地ないですか」と、「使っていない建物はないですか」というお問合せです。もちろん不動産を取り扱う会社に電話して確認すればいいわけなんですけども、1つの不動産会社で全ての空き状況をカバーをしていないという可能性も大いにあるわけです。ここで、空き家

バンクではないですけども、空き土地・家屋バンクのようなデータベースを本町で構築ができないものか。そのデータリストを見れば、一目で空き状況が分かるというようなものを創設できないかどうか。本町は「日本一小さなまち」をキャッチコピーにしてうたうのであれば、このような構築作業は、だからこそ不可能ではないんじゃないかなというふうに思いますが、いかがですか。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

忠岡町に新規で起業、または事業拡大を考えておられる事業者の方にとっては、未利用の土地、家屋等の売却情報や賃貸借情報は大変重要なものと認識いたしております。事業者の方にとっては、正確でリアルタイムな情報が必要であると考えております。議員お尋ねの件につきましては、法的根拠の整理も含め、今後、調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。法的根拠というお話も出ました。各不動産会社の扱う情報を役場が取りまとめるという部分においては整理が必要かなというふうに思いますが、契約に結びつけることができれば、その不動産会社にとっても有益なものとなるかなと思いますので、これも調査研究の俎上に乗せていただきたいなというふうに思っております。

それでは、すみません、元に戻りまして、通告順で次の質問をさせていただきたいと思っております。

議長（和田 善臣議員）

前川議員、やっぱりこの順番については、そのとおりに行っていただきたいんですが、どうしても順番を入れ替えるという場合は、発言の直前でも結構ですんで、こういうことで先にさせてもらいますと、そのように言ってください。

9番（前川 和也議員）

分かりました。

議長（和田 善臣議員）

前川議員、どうぞ。

9番（前川 和也議員）

はい、気をつけます。

それでは、通告順に戻りまして、投票率の向上ということで質問させていただきたいと思っております。

この件に関しても、たびたび質問させていただきました。本町が府内の町村の中で何回

も最下位になっているということ、そして本町の第1投票区の投票率がずうっと最下位であるということ、これはもう表でお示しをさせていただいたとおりです。

そこで、来週から始まります参議院議員選挙について、何かこれまでにない変わった取組がなされるものと、具体的には期日前投票所が増設されるであろうというふうに期待しておりましたが、今月号の6月号の広報ただおかににおける参院選特集ページからは、期日前投票所は増設されないだろうというふうに読み取ることができました。

それで、検討していただいたと思うんです。あれだけ質問させていただきましたから。ですので、なぜ増設されないか、一度その検討結果のようなものをお聞かせいただけないでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

期日前投票所の増設につきましては、有権者の皆様の利便性や投票機会の増加にもつながることは認識してございます。しかしながら、昨年12月議会でもお答えさせていただきましたが、本町のような狭隘な地域で増設することでの費用対効果も十分考慮し、検討いたしました。新たに期日前投票所を設置することで、人の確保や人件費等の経費が必要になることや、二重投票防止のための選挙人名簿対照システムの導入や通信環境の整備なども必要となってきます。

また、期日前投票所を増設した団体からも、費用対効果に乏しい結果になったとも聞いていることから、総合的に判断し、今回の選挙におきましても役場3階の1か所のみ期日前投票所を設けることにいたしましたので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。人件費とか、あと管理システム、あと他市の状況などを考慮した結果、増設はしないということです。でしたら、ここまで低投票率が続いているということで、何かほかの取組をされるかと思えますけども、どういうふうなことに取り組まれるか、お答えください。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

選挙における投票率の向上を図ることは、本町におきまして喫緊の課題でございました。昨年12月議会において、議員より本町の各選挙での投票率を府内町村との比較をした資料をお示しいただき、本町の投票率が低迷していることに対しては真摯に受け止めてございます。

選挙管理委員会といたしましては、投票率の高い他の団体での選挙啓発の取組事例などの情報収集を行うなど聞き取り調査を行い、それを踏まえ、今回の参議院議員通常選挙における選挙啓発として、有権者の皆様に政治や選挙に関心を持っていただくと同時に、選挙を身近なものに感じてもらうため、町広報やホームページで期日前投票所の投票立会人及び会計年度任用職員の一般公募を行いました。

また、有権者の皆様の目に触れる機会を増やすため、選挙期日や期日前投票期間を記したのぼりの設置と併せて、公用車に啓発用のマグネットシートを貼付し、運行いたします。さらには、広報車で町内巡回や広報無線での投票の呼びかけなどを行い、投票率向上に向けた取組を行ってまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

これまでしてこなかった、これまでになかった幾つもの取組を行う予定であるということです。担当の総務課さんには、本当にお知恵を絞っていただいたんだなあというふうに思います。

期日前投票所なんですけども、これは手法の1つであって、これだけが決してその策だとは思いませんし、これもたびたび私も議会で申し上げてるんですけども、投票率が低いというのは、選管当局だけの責任でも決してなく、そのときの選挙情勢とか候補者の数、もともとの関心具合、天気とか運動陣営の熱量など様々な要因があります。ただ、こんなにも府内の町村において最下位が続く、そして第1投票区が最下位が続くということは何としてでも解決しなければならないなという思いです。

今回は、周知、啓発、PRの部分ですね、こちらの分野に力を注ぐということですけども、物理的なもの、利便性、生活動線上に投票できる環境があるかということ、私はこちらの問題を解決することが投票率の向上につながるというふうに思っています。来週22日告示、そして投開票7月10日ですね。この参院選、今回の取組がどう反映されているかどうか非常に楽しみですし、もちろん私も投票率が上がるように取り組みたいなというふうに思っております。

続いての質問に参りたいと思います。次は、拉致問題ということについてです。

本町議会において、昨年12月に採択されました北朝鮮による日本人拉致問題に対す

る理解を深めるための取組を推進する決議に基づいて質問させていただきたいと思えます。

拉致被害者の奪還に向けて、国内世論を喚起する必要があるということは言うまでもございせんが、忠岡町でもその一助になるべく、決議文が採択されました。

そこで質問ですが、短期には幾つか方法はあるかと思いますが、学校現場での教育において、子どもたちに北朝鮮の国家犯罪、人権侵害について教えていくという意義は非常に大きいものであると考えます。政府としましても、特に若い世代への啓発に力を入れて取り組んでいるということですが、本町の学校現場ではどのような取組がなされているか、どのような取組をしようと思っているか、お答えいただけますか。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員ご質問の拉致問題につきましては、学習指導要領に基づき、これまでも小学校6学年の社会、中学校歴史分野及び公民分野において、国際社会での様々な課題の1つとして指導しております。併せて、昨年度より拉致問題対策本部が作成したアニメ「めぐみ」を活用した学習につきましても、発達段階を考慮して、中学校第3学年を対象に、学校長が丁寧な補足説明をした上で実施いたしました。

今後も拉致問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、人権尊重の教育を推進してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。DVD、映画ですね、「めぐみ」が上映されたということです。それ以外では、通常授業、社会とか公民の中で行われている、学習指導要領に基づいて行われているということでした。

その「めぐみ」なんですけどもね、こちらについて上映されたということなんですけども、これは12月議会での決議文を受けての取組と認識していいのか、それとも学習指導要領や、また昨年に文科省から映像作品の活用についても通達、依頼文が出されているかと思うんですけども、それらを受けての取組か、もしくは両方か、お答えいただけますか。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しのとおり、決議等を受けて、昨年度より発達段階を考慮して、中学校第3学年を対象に、アニメ「めぐみ」を活用した学習を実施いたしております。

9 番（前川 和也議員）

はい。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

決議を受けてということでしたので、ちょっと安心した次第です。決議の意味を重く捉えていただきたいという思いから、今回この質問をさせていただきました。

ご答弁の中で、発達段階に応じてというご答弁がありましたけども、確かにそのとおりであると思います。それはどの教科にも言えることでして、小学生向け、中学生向け、様々なメニューがあり、そして実際に小学校の段階でも、通常の授業とは別に取り組んでいる自治体もあります。

例えばの話なんですけども、これは最新の話で、先週の10日の金曜日には、小・中学校など教育現場で拉致問題に関する漫画を無償で貸し出す電子図書館というものが開設されたみたいです。これはタブレットでももちろん閲覧できますので、ぜひ「めぐみ」の上映だけにとどまらず、通常の授業だけにもとどまらず、発達段階に応じて各学年でいろんな取組をしていただきたいなというふうに思いますが、理事、いかがですか。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

今後につきましては、拉致問題に関する発達段階に応じた小学校での新たな教材や活用方法について情報収集に努めてまいりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

よろしく申し上げます。

では、最後の質問です。文化会館の活性化について質問させていただきます。こちら、すみません、質問の先着順ということでご容赦いただきたいというふうに思います。

これはもう言わずと知れた町長の肝煎りの1つであります。町長選でも掲げられておりました。今日までの動きとして、令和2年11月に文化会館運営委員会が発足し、文化会館をどうしていくのかということで議論がなされてきたと思いますけども、その動き、ざっとで構いませんので、ご答弁いただけますでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

文化会館運営委員会につきましては、令和2年11月に第1回目の委員会を開催し、その際に、教育長のほうから生涯学習の拠点としての忠岡町文化会館の在り方について2つの諮問を行ったところでございます。

1点目は、持続可能な総合施設としての運営方針について。2点目は、各館の特性を生かした発展的な事業展開についてでございます。その後、第2回目の会議におきまして、1点目の諮問事項に対する答申がなされたところでございます。

具体的には、働く婦人の家、公民館、図書館の複合施設である文化会館から、働く婦人の家を廃止して、公民館と統合することで、性差、年齢等によることのない地域住民全ての生涯教育の代表的機関として、また文化的に発展可能な施設として、地域住民の文化活動を支援することを目指していくとの答申でありました。

その際に、文化会館に関するアンケート調査を実施するご提案がなされ、新型コロナウイルスワクチン接種時の待ち時間を利用してアンケート調査を実施しました。このアンケートは340件の回答があり、幅広い年齢層からの回答を得ることができました。第3回目の委員会の際に、アンケート結果についてご議論を頂いたところであります。

結果としましては、7割以上の方が文化会館をほとんど利用したことがない。中には、場所さえも分からないといった結果であったことから、今後はどうすればより多くの方に来ていただけるか、活気あふれる文化発信拠点としての再生を図れるかという具体的なご提案をお願いしたところでございます。

その後、第4回目を令和4年1月に予定しておりましたが、オミクロン株の影響により中止となり、現在まで開催できていない状況であります。

運営委員会としましては、2年間の任期となっており、本年10月が任期であることから、できるだけ早い時期に再開をしてまいりたいと考えているところでございます。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

今の運営委員さんの任期が10月末ということで、それまでに本丸に突っ込んだ答申がなされるというところで、今が大詰めなのかなというふうに思います。運営委員会の皆様にはご尽力を頂いておるんですけども、答申が出る前にこの運営委員会サイドに、これも町長の肝煎りですんで、いろいろと要望やないですけども、いろいろな考えをお伝えいただきたいなというふうに思ってるんです。諮問していただきたいなというふうに思ってるんです。Wi-Fiの導入とか、週休2日を1日減らすとか、公民連携とか、いろんな場面で町長のお考えをお伝えいただいていたかと思えますし、私も聞いてきました。これらはぜひとも取り組んでいただきたいところであります。

で、4月から教育の生涯学習課が、この役場の庁舎から文化会館に移りましたよね。これも文化会館の活性化策の1つであるというふうに伺いましたけども、そうであるのに、運営委員会にはこの件については特段諮られていないかと思えます。役場側、つまり町長の意向というのは、運営委員会とはまた別の次元で生きてくるのかなというふうにも思いました。

しかし、筋論からいえば、運営委員会からの答申を尊重して、文化会館をどうやっていくのかというふうに、役場としても考えなければならぬかなと思えますけども、その前に、答申が出る前に町長の意向を最大限に伝達していただければなというふうに思いますが、いかがでしょうか。最後、町長。

議長（和田 善臣議員）

町長。この答弁をもって、この質問を終結いたします。町長、どうぞ。

町長（杉原 健士町長）

文化会館につきましては、私の本当に心の中には、当然様々な思いは持っております。しかしながら、先ほど担当部長からの答弁もありましたように、現在、文化会館の運営委員会においていろいろ検討されているということでもありますので、そういったことを踏まえながら、今考えますと、現時点では明言だけは避けたいと。心の中にはもういろいろ葛藤してますので、その辺の心をお酌みいただきまして、ご理解のほどお願いしたいというところがございます。

議長（和田 善臣議員）

以上で、前川和也議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、河瀬成利議員の発言を許します。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

改めまして、おはようございます。呈祥会・大阪維新の会の河瀬です。議長のお許しを頂き、質問させていただきます。

まず初めに、忠岡町と岸和田市の消防指令業務の共同運用についてお聞きしたいと思います。

より迅速な119番対応や、大規模災害救急要請集中時の相互応援など住民の安全・安心の向上を図ること、及び業務の効率化を図ることを目的に、令和3年2月26日から忠岡町と岸和田市消防条例業務の共同運用が開始されました。使用開始から1年以上、今経

過しましたが、当初検討された安全・安心の向上面や財政面などの効果についてはどのような状況であったか、新たな課題、問題点はないのか、お示しいただけますか。

議長（和田 善臣議員）

森下消防長。

消防本部（森下 孝之消防長）

岸和田市との消防指令業務の共同運用につきましては、運用開始から1年以上が経過いたしました。運用を開始する前に検討会議を設置し、具体的な運用内容、経費の負担方法、その他必要な事項を検討。また、整備に係る調整等を行いました。

まず、共同運用を実施したことにより、出動体制が強化され、火災の場合であれば、今までは初動で消防車2台であったのが、消防車、救急車、特殊消防車両の計7台と多くの車両で対応できるようになり、警戒体制が充実し、被害を最小限に抑えることが可能となりました。

また、救急におきましても、救急現場に近い救急隊が出動する自動応援の運用を行っておりますので、早く現場に到着できるようになり、また救急出動が集中した場合においても確実に出動できる体制の確保が可能となりました。

財政面におきましては、国の財源措置を活用して整備したため、単独整備に比べ大きなメリットがございました。また、ランニングコストにつきましても、運用開始前に協議し、決定した人口割100%での負担割合であるため、本町にとって負担軽減が図られております。

運用開始後におきましては、住民サービスの向上及び消防力の強化が図られていると実感しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、課題等につきましては、本町の年間平均救急件数は約1,100件で、岸和田市管内への救急出動が増加した影響で、令和3年度に約500件増えましたが、現状の消防体制で対応が可能であり、また、令和4年4月から徳洲会病院ワークステーションが開設され、24時間、岸和田救急隊が常駐することになり、開始後1か月間の実績を基に1年換算しますと、令和3年度と比べ年間約200件の減少となり、あくまでも推測値ですが、令和4年度以降は、運用前の検討会議で想定していた増加件数、年間約300件になる見込みで、現在のところ課題等はございません。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

ありがとうございます。共同運用開始後ですね、直近指令やゼロ隊運用などで住民のサービスの向上や消防力の向上が図られたということ、また、当初の想定以上の本町の救急出動が増えた点についても、本年4月から徳洲会病院のワークステーションが開設され、

強化されたことが分かりました。私も先週土曜日に、岸和田市の消防本部指令センター、会派でちょっと訪問して見てきましたんですが、前面のモニターとか、いろいろ救急情報、状況等が映し出されるなど、情報の的確な把握と、それに対応する指令が迅速かつ的確に行われていると強く感じたところですが、本町の救急隊が出動する場合、岸和田市管内ですね、結構岸和田は広いもので、どの辺りまで出動するのか。その際、場所の特定等について問題はないのか。山奥とかいろいろあると思うんですけども、その辺のところですね、共同指令センターが災害等で機能が停止したり、通信できなくなったりした場合は、どのような対応になるのか、お示してください。

議長（和田 善臣議員）

森下消防長。

消防本部（森下 孝之消防長）

ただいまのご質問ですが、岸和田市管内であれば全て出動いたします。今まで岸和田救急隊が全隊出動中で、忠岡救急隊が岸和田市の山手地区に出動した事案がございます。また、現場までは各車両に車両運用端末装置を搭載しております。その機器は、救急現場の地図が表示され、現場までの順路や進入経路が表示されるものでございます。また、指令センターが災害等で機能が停止し、通信できなくなった場合には、バックアップシステムを構築しており、岸和田市役所の横にございます岸城分署において119番を受信できる体制となっておりますので、現場対応ができなくなることはございません。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

私も初め、出動件数ですね、かなり500件ほど増えたんで、忠岡町としては岸和田の分まで行かなあかんのかと、いろいろそういうふうに思ったんですけども、今の答弁をお聞きしまして、結構すごいシステムが導入されてるということで、今後ともよろしく願いしたいと思います。

続きまして、2つ目の質問です。大規模災害も想定される中において、本町にとって消防力の強化という点からも、共同での消防、岸和田市とですね。それで、防災訓練の実施や人材育成ということで、職員の派遣、交流等について行っていく必要があると思うんですが、その辺どのようにお考えか、お示してください。

消防本部（森下 孝之消防長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

消防長。

消防本部（森下 孝之消防長）

訓練等につきましては、岸和田消防と合同で火災や救急の想定訓練や連携訓練など随時実施しており、継続的に実施していく予定でございます。また、人材育成につきましては、既に岸和田市に本町の職員を派遣し、研修を実施しております。研修内容につきましては、指揮隊研修や指令センター研修を実施し、お互いに統一した活動ができるよう、意思の疎通や意見交換を行い、顔の見える関係の構築に努めております。

今後も引き続き訓練や研修を実施しながら、さらに交流を深め、連携強化に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

職員さんの派遣や共同での訓練、研修等も行っているということなので、引き続き連携強化に取り組んでいただきたいというふうに思います。住民にも見えるように、出初め式とか町の防災訓練などにおいても、その辺りの取組を行っていただくことで、より安全・安心なまちづくりを実感できるのではないかと思いますので、その辺のところをよろしく願いいたします。

続きまして、次の質問に入ります。ウィズコロナ、アフターコロナに向けた本町の取組について質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染状況につきましては、今朝の6月13日現在の新聞で、大阪府内のトータルの感染数が99万972人と、忠岡町におきましても1,893人と多くの住民の方々が感染しておられます。新型コロナウイルス感染により亡くなられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、感染された現在治療中の皆様の一日も早い回復を心から願っております。そして、新型コロナウイルス感染症対策に懸命に尽力いただいております医療、福祉関係の方々をはじめ、住民、事業者の皆様方のご協力に深く感謝を申し上げます。また、住民皆様の安全・安心に向けて、職務に当たっておられる職員の皆さんに改めてお礼申し上げます。

令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症は社会経済の多方面に大きな影響を及ぼしているとともに、日常生活と感染拡大防止対策を両立していくための新しい生活様式が提唱されるなど、住民の日常の生活や働き方においても大きな影響を与えております。また、現在、4回目のワクチン接種が進められておりますが、終息のめどは立っておりません。

しかしながら、このような状況の中においても、住民の安全・安心を守ることを最優先に考えながら、町内の経済活動を止めることなく、日常生活の回復と忠岡町の新しい未来を切り開くためにも、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えたまちづくりについて示していく取組を進めていく必要があるのではないかと思います。

そこで、1つ目の質問です。コロナウイルス感染拡大の影響から町主催の教育・福祉部

局関連の町主催各種事業、イベントなどの多くが開催中止となっておりますが、町の元気を少しずつでも取り戻すということからも、工夫を凝らしながら取り組んでいく必要もあるのではないかと考えますが、今後の予定と実施に当たっての町のガイドライン等の必要性についてどのように考えているのか、お示し願えますか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

イベントの開催につきましては、大阪府より開催制限の要請がされておりますので、町独自のガイドラインを作成する予定はないところでございます。本町におきましては、この要請を基準にイベント開催の判断をしてまいることとなりますので、よろしくお願いたします。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

私の言うガイドラインなどというのは、具体的な行動内容や判断基準、数値など、町で独自のものを示すのは難しいと思いますので、もちろん国や府の基準を適用して行くことになると思います。やはり町は、こういう範囲、状況であれば事業をやっていきますよと。その場合、ぜひ協力、参加くださいと、町の前向きな姿勢を発信してほしいという意味でも質問させていただいたので、その辺りはご理解いただきたいというふうに思います。

そして、各種イベントの開催等については、大阪府からの要請を基準に運用していくということなので、その辺り適切に運用していただきたいのですが、ただ、状況によっては単に事業を中止するというのではなく、その時々状況等について直接、町長からのメッセージなんかも発信していただきたいとも思います。

再質問ですが、今後のイベント、事業の中で、今年度の町民体育大会の開催について、開催するとなれば、感染リスクを抑えながら工夫して開催となると思いますが、現時点でどのように考えておられるのか、お示しください。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

町民体育大会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、令

和2年、令和3年と2年続けての中止となっております。今年度につきましても、大阪府からの要請に従いまして、その範囲の中で実施の可否について判断を行ってまいります。

現在、感染リスクを抑えるために、実施時間の短縮やグラウンド内での食事の是非などの検討を重ねながら、今まで以上に町民が参加しやすいような種目への見直しを併せて諮っているところでありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

今、体育大会についてお聞きしましたが、この2年間ですね、多くのイベントとか事業が中止されております。町全体が少しでも元気を取り戻す、住民の絆が深まっていくように十分な感染対策と工夫を凝らしながら、町の各事業を実施していただきたいと思いますように、よろしくお願い申し上げます。

次の質問に入ります。アフターコロナに向けたまちづくりを考える中においては、単にコロナ以前に戻るということではなく、コロナ禍によってこれまで以上に進展したデジタル化の取組などについては引き続き進めていく必要があると思います。

議会においても、タブレットの導入や、必要な場合はオンライン会議の開催なども今後検討が必要ではないかと思っておりますが、本町においては、他市町村と比べて決して進んでいる状況ではないというふうに思われます。コロナ禍での住民サービスの向上に向けてのデジタル化の取組と状況、今後の方針についてどのようにお考えか、お示してください。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

コロナ感染拡大ということで、濃厚接触を避ける意味も込めて、デジタル化や情報化というものを推進してきたところでありまして、本町でもコロナの中でホームページ上にAIチャット機能の導入や、申告受付システムの導入、町が管理する道路、公園、下水道、都市計画等の情報をスマートフォンで確認できるシステムの構築など、感染リスクの削減とともに住民の利便性の向上を図ってきたところでございます。このような方針で今後取り組んでまいりたいと考えてございますので、よろしくお願い致します。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

今、コロナ禍での取組状況等について答弁がありました。そこで、2点ちょっとお伺いしたいんですが、1点目は、答弁以外にも本町でもオンラインでの会議を一部行っていたようですが、私もサラリーマン時代ですね、いろいろな会議や商談の中で、対面で話していると相手の表情やささいな変化ですね、誠意みたいなものが直接感じたこともありまして、集まったついでに、その他情報交換なんかもしやすいのではないのでしょうかと思います。会議では、できるだけ対面でできたらいいなと思っておるんですが、ただ、できるだけいろいろな方々も町の会議等、町政に参加いただきたいと思いますので、例えば仕事や子育て等で当日参加できない場合などは、コロナ禍においてオンラインで参加できるような取組を引き続きお願いしたいと思います。

もう1点は、現在、国においてシステムの標準化が進められているとのことですが、本町でも高石市、泉佐野市、田尻町さんと共同システムを導入しているとお聞きしておりますが、例えばシステムを入れると、システムの保守というのは導入業者においてお願いすることになると思います。一度導入すれば、なかなか他のシステム業者に変更しにくいとか、また、国の制度改正があったときに、他の市町村に比べシステム改修が遅れるといったことなど解消されていくのか、標準化、統一化されるのかどうか、変わっていくのか。以上2点お伺いしたいんですが、よろしくお願いします。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

まず最初に、オンライン会議についてでございます。議員仰せのとおり、対面での会合や講演会などにつきましては、雰囲気をつかみ、一層の意思疎通を図ることができるという点もあろうかと存じます。

ただ、オンラインにつきましては、子育てで参加が厳しい方、障がいや病気で参加が厳しい方など時間的、物理的な壁を越えて参加ができると。つまり、参加できる対象の方を大きく広げることができるという点がございます。各担当課で検討した上で手法を選択、あるいは併用して使うことになるものと考えてございます。

なお、職員に関しましては、旅費の節減、あるいは時間の有効利用を図り、より一層の住民サービスを推進する上からも、大阪府と会議のオンラインの推奨を図ると考えてございますので、よろしくお願いたします。

続きまして、2点目のいわゆる標準化という点でございます。そもそも標準化でございますが、国にあってはデジタル化の推進と利便性の向上を図るため、住民基本台帳、国民年金、就学等、現在のところ20の項目について2025年を目途にシステムの標準化を進めているところでございます。今後、この夏以降、標準化の指標に基づいて整備される予定ですが、本町も近隣と情報交換を図る中、標準化も含めたデジタル化の推進を図ってまいりたいと考えてございます。

なお、議員申されました標準化につきまして、これを進めることで地方自治体ごとに利便性の観点から、これまで個別に必要な応じていわゆるシステムの設定、よくカスタマイズということを言いますが、このようなことが実施されてきましたが、これを標準化することでカスタマイズ経費の抑制や、あるいは複数の自治体によるシステムの共同化による費用分担で費用の軽減効果が期待されるということもございます。

併せまして、業務のクラウド化、この利用が円滑に進むなど、住民サービスの向上を図るための全国的なシステム導入などの普及促進も図れるものと考えてございますので、今後、国・府の動向も注視しながら対応のほうをしてまいりたいと考えてございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

システムの導入、改修というのは結構難しいところがあると思うんですが、本町忠岡町が他市に後れることのないようしっかり取り組んでいただきたいと思います。そういうことで、何かあれば議会から国等に要望等もいろいろ行っていきたいと思いますので、その辺のところよろしく願いいたします。

続きまして、最後の質問になります。財政運営について。令和3年4月から第6次忠岡町総合計画によるまちづくりがスタートしたわけですが、財政基盤が脆弱な本町について、これまで第2次健全化計画や忠岡町みらい計画を策定し、財政健全化に努めながら町政運営を進められてこられたところでございます。

引き続き総合計画に沿ったまちづくり、着実に進めていくとともに、現在、検討されておりますクリーンセンターや公共施設の老朽化などの課題に向けて、引き続き令和4年度以降、財政健全化等、財政運営についての計画策定について、昨年私、9月の議会に一般質問したところ、令和4年度以降、方針を策定していくとの答弁でありましたが、既に令和4年度はスタートしておりまして、現在、どのような状況にあるのか、お示してください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

財政運営基本方針の策定状況でございますが、現在、他市町村の事例研究を実施しながら検討事項を整理している段階でございます。まちづくりをしていく上で、中期的な方針

としていきたいというふうに考えております。早期に策定できるよう鋭意作業中でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

河瀬議員。

2番（河瀬 成利議員）

なかなか財政運営というのは結構難しいところもあると思います。本町は危機的な財政状況に陥ったことから、財政健全化を重点的に取り組んできたところでもありますので、やはりきっちりとした運営方針、計画等にのっとり、町政の運営を進めていただきたいと強く思いますので、どうかその辺のところよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終了させていただきたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

以上で、河瀬成利議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、松井匡仁議員の発言を許します。松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

おはようございます。無所属の会、松井です。一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

本日は、学校薬剤師について質問をさせていただきたいと思います。あまり聞き慣れないお仕事ですので、学校薬剤師について少し説明をさせていただいた後に質問を行いたいと思います。

まず、学校薬剤師が誕生した経緯についてお話をさせていただきたいんです。昭和5年まで遡ります。北海道の小樽市にある学校で、風邪で目まいを起し倒れた女子生徒にアスピリンを服用させるつもりで、誤って消毒薬である塩化第二水銀を飲ませ、その後、女子生徒が死亡したことがきっかけとなり、同年東京都、当時は東京市なんですけれども、東京都にて学校薬剤師第1号が誕生いたしました。その後、少し間が空くんですが、昭和33年に学校保健法が法文化されまして、大学を除く全ての学校に学校薬剤師を設置することが義務づけられました。

職務内容につきましては、これかなり多岐にわたり、どんどん増えてきてるんです。まず、学校が保有する保健室の医薬品、理科室の薬品ですね。プールの消毒液、塩素ですね、これらの適正な管理に向けた指導助言、また飲料水の水質検査ですね、飲み水の水質検査や、教室内の空気測定、騒音測定なども行っております。学校給食におきましては、衛生管理にも協力しております。また、食物アレルギーへの対応や薬の適正使用、危険ドラッグや違法薬物乱用防止教育など様々な保健指導も行っております。子どもたちが安全に学校生活を過ごすための大切な役割を担っておるものと思っております。

少し長くなりましたが、ここで質問をさせていただきます。忠岡町におきましても学校薬剤師は設置しておりますが、学校薬剤師の要綱や報酬規定などは定めておりますでしょうか、ご答弁よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

学校薬剤師につきましては、学校保健安全法第23条に設置規定が示されており、本町においては忠岡町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条で教育委員会が委嘱するものと定めており、町立小・中学校、幼稚園の4校園をまとめて町内の薬剤師さんに委嘱しているところでございます。

また、学校薬剤師につきましては、先ほど議員からもお示しされたように、様々な分野において子どもたちの安心・安全に携わっていただいているところであり、この場をお借りして感謝申し上げる次第でございます。

議員お示しの要綱や報酬規定等につきましては、現時点では定めておらず、内規的な取決めにて運用しているところでございます。近隣市に確認しましたが、本町と同様の対応であるという回答を得ているところでありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございます。では、報酬の見直しなどは検討はされておりますでしょうか。答弁よろしく願いいたします。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

本町の学校医の報酬につきましては、学校薬剤師のみならず、学校保健安全法第23条に規定されております学校医、学校歯科医、学校薬剤師のいわゆる三師が該当するものでございます。これらの報酬につきましては、長年見直しを行っていないことから、今後、近隣市の状況も勘案しながら検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。次は、可処分所得の低い住民の皆さん方についての支援の質問をさせていただきます。

2年前の新型コロナウイルスの流行以来、様々な支援給付や補償などが行われてきました。持続化給付金や休業補償、雇用調整助成金など、そのほとんどが中小企業や個人事業主向けの支援であります。また、個人向けの支援金や給付金は非課税世帯向けのものが多く、住民税と社会保険料を納めている所得の低い方が受けられる支援というのはほとんどありませんでした。

しかし、この所得が低い世帯の中には、税金と社会保険料を支払って残る可処分所得、いわゆる手取り額ですね、簡単に言いますと、が非課税世帯の所得を下回る世帯、これ実際、忠岡町にもいらっしゃるんです、調べていただきました。いらっしゃるんです。また、非課税世帯とほとんど差のない方が忠岡町にも多数いらっしゃいます。特に、高くない賃金で一生懸命働いて税金を納めてくれている若者、この若者に対しての支援というのがあまりにも少な過ぎると感じております。

そんな中、忠岡町におきましても、国から地方創生臨時交付金が支給をされました。令和3年度の残額と令和4年度分を足しまして1億1,300万円の交付額がありますが、どのような活用を検討されておりますでしょうか。今話しました可処分所得の低い住民の方々に向けて、できれば支援給付金という形で活用していただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか、併せてご答弁お願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

令和3年度分の交付金の活用事業につきましては、この6月議会の補正をもって活用事業を決定したところでございます。令和4年度分につきましては、現在、各課から提案をしていただいているところでございまして、次の9月議会で活用事業の補正を上程させていただくこととしております。

令和4年度分の交付金につきましては、コロナ禍において原油価格、物価価格等に直面し、生活に困っている方々に支援の効果が直接的に及ぶ事業に充てるよう国からも通知されておりますので、そのような所得が低い世帯の方々にも支援が届けられるよう検討して

まいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

公室長、ありがとうございます。ぜひよろしく願いします。できましたら世帯じゃなく、個人でいていただきたいとも考えております。よろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。次に、税公金の収納代行手数料について質問をさせていただきます。

これは、住民の皆さんが銀行窓口へ行って税金を支払うときにかかる手数料ではなく、役所の方は分かっていると思うんですけども、住民の方が銀行へ行って税金を払ったときに、役所にかかる手数料のお話です。ちょっとややこしいんですみません、説明させていただきます。

令和3年4月から、去年の4月からですね、銀行窓口における税公金の収納代行手数料、これが大幅に値上げをされております。そこで、質問をしたいんですが、この1年間で財政への影響はどれぐらいあったのでしょうか、ご答弁よろしく願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町ですね、財政的には影響はなかったところでございます。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

多分、なかったというのは、もう取引をやめたとか、そういうケースやったんやと思います。

2つ目の質問です。今のを踏まえまして、近隣市におきましては、銀行との交渉の結果、銀行窓口での税公金の取扱いが取りやめとなったケースが多数見受けられます。この忠岡町ではそのようなケースはございますでしょうか。また、今後はそういったケース、値上げしたいという銀行さんの申出が増えてくると思います。今後はどのように対応していく予定でしょうか、併せてご答弁お願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

取引を解除した銀行は2行ございます。将来的には、今後も経費節減を図るため、手数料の徴収を始める銀行も出てくると思われれます。本町におきましては、収納の多様化を図るため、平成26年4月からコンビニ収納を導入、令和3年4月からPay Payなどのスマホ決済を導入したところでございます。利用も銀行と比べ便利であり、本町にとってもコンビニ収納やスマホ決済の手数料は、取引を解除した銀行に提示された手数料と比べ安価でありますので、まずこちらを利用いただけるような周知、啓発を行ってまいりたいというふうに考えております。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございます。公室長、1階の窓口のアピールもお忘れなくお願いいたします。そこは忠岡の中心に役場がありますし、無料でございますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問、最後の質問に移りたいと思います。

全国銀行協会は、また銀行のお話であれなんですけれども、令和6年10月、再来年の10月から、今度は自治体からの振込、現在無料であります自治体からの送金に対して手数料を適用すると表明いたしました。手数料について額についてはまだちょっと公表されていないんですけれども、実施されれば、先ほど質問いたしました税公金の収納代行手数料に加え、さらなる財政負担となってくると考えられます。

そこで、1つ質問をさせていただきます。現在実施している振込を伴う事業などの手数料の削減の方法、もう令和6年にやると銀行は発表してますんで、方法を今からちょっと考えておくべきじゃないかと思えますんですが、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

振込の手数料の部分は、正式な通知は来ておりませんが、住民サービスの事業につ

いても、経費節減の手法を検討してまいりたいというふうに考えております。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

そうですね、ありがとうございました。今までは無料でしたんで、新しくどんどんできていく減免事業とか補助金の事業とか、それぞれ事業ごとで振り込んできたんやという形になってたんですけれども、今後は、決算書にも予算書にも多分各項目に全部、手数料、手数料と出てくる可能性がありますし、できる限りそういった手数料というのを減らしていくために、振込をまとめてさせていただくとか、今、細かく分かれてる項目があると思うんです。させていただくとか、もう事業自体、1個の課でいっぱい事業があつて、それぞれに振り込んでるやつを、事業自体を何らかの形でまとめるとか。これ、なくすんじゃないです。なくすんじゃなくて、まとめるんです。行っていただくとか、経費の削減に努めて行っていただきたいと思います。

これは、さきの質問の収納代行手数料とはちょっと違ひまして、役場側からの振込や送金、これにかかる手数料ですんで、手数料の高い銀行はもう取引せんというわけにはいきません。相手さんの口座へどんどん振り込んでいかなあきませんので、必ず手数料がかかってくる話になりますんで、早めの準備をお願いしたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

現在、振込を伴う減免につきましては、水道減免というのをやっております。水道減免につきましては、福祉担当課において半年に一度、水道基本料金を還付している状況でございます。この制度につきましては、水道企業団統合時に、水道料金請求時に基本料金を差し引いた料金を減免者に対して請求できないか企業団に申し入れを行ったが、断られたという経過がございます。まだ銀行から正式に手数料徴収の文書などは頂いておりませんが、他の統合団体ですね、このような減免制度を行っている団体がないか調査を行い、実施している団体があれば、連名で申し入れを行うなどの検討を行ってまいりたいと思います。

また、その他の減免を伴う施策につきましては、まとめるなり、手数料がかからないような形で検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

今、水道のお話、水道料金の減免のお話が出ましたんですけれども、これにつきましては私、今年また水道企業団の議員に選んでいただきましたので、向こうに行きまして、今年何かシステムを改修されるということでしたですね、水道企業団。その改修の際に、こういった減免事業を反映できへんかどうか、向こうへ行って話をしてきたいと思います。できる限り全部の市町村、この水道の減免事業なんていうのはやってないところはないと思いますんで、システムに反映してくれというふうに要望はしていきたいと思います。

その他の事業につきましても、できる限りそういった努力で、この手数料にかかる経費、これだけは抑えていっていただきたいと思いますんで、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上で、松井匡仁議員の一般質問を終結いたします。

ここで議事の都合により暫時休憩いたします。13時より再開いたします。

（「午前11時45分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

次に、今奈良幸子議員の発言を許します。今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

呈祥会・大阪維新の会の今奈良幸子です。議長のお許しをいただきましたので、質問にまいります。

令和3年9月の一般質問で子育てアプリの導入についてお尋ねしたところ、調査研究をしていくという答弁でした。令和4年度も始まりましたので、調査研究の進捗状況を教えてください。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

子育てアプリの導入につきましては、令和4年度より導入開始に向け検討を行ったとこ

ろではありますが、導入に当たりましては、経常的経費や初期費用が必要であることや、府内の導入自治体は43団体中18団体、高石市以南の近隣自治体の導入自治体は12団体中5団体であることを総合的に勘案し、令和4年度は導入を見送ることになったところであります。

近年、多くの方がスマートフォンを所持しており、時間や場所に関係なく気軽に欲しい情報を入手することができるツールとして利用されております。子育て支援情報等の提供につきましては、多様化する子育て支援ニーズや多くの情報がある中、必要な人に必要な情報を届けることは大変重要なことと考えております。

子育てアプリの導入は、子育て負担の軽減、不安の解消、充実感の増加等を図る子育て支援情報の提供として有効な手段の1つと考えておりますので、引き続き導入に向け検討してまいりますので、どうぞよろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。では、すみません、経常的経費及び初期費用にどれだけかかるのか、また、補助金などを活用できる見込みはなかったのか。仮に補助金を活用できたとして、実費ベースで初年度にどれほどの経費がかかるのか、併せて次年度以降にかかる経費の見込額が分かれば教えてください。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

想定しているアプリの導入費用は、初期費用が11万円、月額使用料が3万3,000円で、初年度が50万6,000円、2年目以降が使用料のみになりますので、39万6,000円になります。大阪府の補助金の活用を考えておりましたので、その補助率が2分の1でございますので、実質町負担が初年度で25万3,000円、2年目以降が19万8,000円の見込額になっています。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。令和4年度予算編成から枠配分方式が導入されました。こちらが本件に与えた影響はあったのでしょうか。本町では、今年度の新規事業として子ども医療費助成の対象年齢を18歳に拡充することが令和4年10月から実施されます。年間の新規事業への軽減も関係しているのでしょうか。子育てアプリの導入が見送られた要因

や背景等について詳しく教えてください。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

令和4年度の予算編成方針は、予算改革の第一歩として経常的経費の枠配分方式を導入して予算編成をすることとなり、健康福祉部として目標が達成できなかったため、新規施策については不採択となったところです。引き続き事業が開始できるよう努力してまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

10番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

必要な方に必要な情報をピンポイントで届けられる子育てアプリに対し、近隣の導入状況を鑑みることよりも、住民の目線に立ち、必要性を考えていただきたいと思います。次年度、ぜひとも導入していただけることを深く要望いたします。

続いての項目に移ります。東忠岡小学校の体育館の雨漏りへの対応について、令和2年12月に一般質問でお尋ねしたところ、抜本的な原因箇所を突き止めるまでには至っておらず、今現在もちょっと漏れているところがあるとの答弁でありました。その後、1年半余りが経過しました。体育館の雨漏りについて、対応の進捗状況を教えてください。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

東忠岡小学校の体育館の雨漏りについてでございますが、以前からご要望を受けまして、令和3年11月から12月にかけて、教育みらい課職員が現場へ行き、雨漏り部分に防水塗料を3回塗る補修を行いました。

その結果としましては、現在では床部分への目立った雨漏りは収まっており、現時点では一定改善された状態というふうに聞いております。今後も引き続き学校と連携を図りながら状況の把握に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

10番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。現地に出向き、現時点で最適な防水対策を施していただき、あ

りがとうございます。

併せてお伺いたします。体育館の床に一部経年劣化が見受けられたとのお話があったように思います。こちらへの対応についても教えていただけませんか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員ご指摘の体育館の床につきましては、経年劣化と併せまして、先ほどの雨漏りによる不具合が長年の懸案事項ということで、我々としましても認識はしておりまして、学校現場からも常に改修の要望があったところでございます。

しかしながら、体育館の改修となりますと多額の費用が必要であること、また、小学校、中学校合わせまして3か所の体育館があることなどから、先延ばしということになっておりました。

昨年度、体育館や運動場のメンテナンスを専門に行っている業者に確認した際に、体育館の床を薄く削って、その上に抗菌加工を施すことで感染症対策にも期待ができる方法を教えていただいたところであります。その方法であれば、比較的安価で実施ができるということと、また、臨時交付金を活用できるということで、財源的にも町負担を抑制できることなどといったことから、今回の6月議会に補正予算として上程させていただいておりますので、議会においてご承認いただければ、速やかに設計を行い、今年度中に事業を完了できるよう努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。お答えいただいた点について、このようにご報告いただきますと大変ありがたいです。これからもよろしくお願いたします。

続きまして、3つ目の項目についてお尋ねします。昨今の情報過多の影響により、社会情勢は日々変化し、年々時間の流れが早くなってきているように感じています。また、私たちの子ども時代より総授業時数は減っているものの、学ぶ内容が増え、多くの規制により子どもたちが自発的に活動できる時間、空間が少なくなり、環境の変化を感じております。

その社会情勢に順応するための今後の学校生活の在り方について、どのように考えておられるのでしょうか。現行のまま2つの小学校を存続させていくのか、より多彩な年代と触れ合うことのできる小中一貫校なども視野に入れているのかどうか、教えてください。

議長（和田 善臣議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

ただいま議員のお尋ねの趣旨でございますが、学校の統廃合についてというふうに承らせていただきます。その線に沿いまして、回答のほうをさせていただきたいと思っております。

学校の標準学級数は、学校教育法施行規則第41条、並びに平成27年に文部科学省より示されました公立小学校・中学校の適正規模、適正配置等に関する手引において、12学級以上、18学級以下と示されております。これらにつきましては、あくまでも標準であり、学校の統廃合はその学校の置かれた地域の実態や、また創立に関わる歴史的背景等の特別な事情がある場合は、その限りではないと述べられているところでございます。

現状では、忠岡小学校が12学級、東忠岡小学校が18学級で、これは本町の独自施策並びに府の施策を活用した部分、これを込めてもいいというふうになっておりますので、こういう現状でございますので、先ほどの標準学級数の基準を満たしております。

また、仮に忠岡小学校と東忠岡小学校を統合するとなれば、現状の児童数を基に試算をいたしますと、先ほどの学級標準を超えた24学級となります。公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引によりますと、19学級以上30学級を大規模校と位置づけられておりますので、この状態は大規模校に位置づけられるということとなります。これらのことから、現状では統廃合については考えておりません。

また、議員お示しの小中一貫校、とりわけ他の自治体でも多く取り入れられている施設一体型の小中一貫校の導入につきましては、狭隘な本町で新たな建設用地を確保することは物理的に困難でございます。ご理解のほどよろしく願いをいたします。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。本町の財政状況から体育館の補修も対処的なことしかできない状況と鑑み、小学校2校の維持管理を継続することは難しいのではないかと思います、このような質問をしております。関連した内容について、2点お聞きします。

1点目、適正規模、適正配置等に関する手引で学級数も示されているとのことですが、忠岡小学校、東忠岡小学校において建物的には何学級まで対応可能でしょうか。余っている教室があるのであれば、利活用していけるのではないかと考えております。

2点目は、持続可能なまちをつくっていくためには、どのようにしていくことがいいのか、このような件に関しても、もっと教育の部分で情報が住民の方に届くような仕組みをつくっていただきたいと思いますと思っております。

ほかにもこのように感じた理由がもう1つあります。令和3年10月28日に開かれた忠岡町教育フォーラムに参加し、日々の学校運営において先生方がたゆまぬご努力をされている様子を見てとれました。全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適、協働的な学びの表現、つながりをキーワードにということ掲げ、東忠岡小学校ではカリキュ

ラムマネジメント研修、忠岡小学校では自尊感情、自己肯定感研修、忠岡中学校では道徳授業研修、また家庭学習頑張り週間の共同実施やプチ合同研究会を行っていることを知りました。教員が一丸となり、生徒目線の教育のあるべき姿を追求し、レベル向上を図っておられておりますが、残念ながら本内容は住民の方には十分届いておりません。

一方で、保護者は配布の手紙、資料だけではなく、子どもたちが家に帰ってきたときの会話や言葉から学校での状況を判断している可能性が高いように思います。また、自分たちの子ども時代の経験も1つの材料になっているかもしれません。個々の子どもの価値観の中で捉え方が入ったり、その時々感情次第で事実とは異なる喜怒哀楽を言葉として伝えているケースも散見され、学校の状況を客観的に親が判断することは難しいように思います。だからこそ、今の教育現場でしていること、子どもたちの関わりをどのようにしているのかを知ることができるようにしていただきたいと考えます。

本町の教員の方々は、従来から保護者への対応に加え、多くの研修を展開し、実行されています。およそ6年前、長女が小学校1年生のときは、頻繁にクラスだよりを配布されていましたが、現在はなく、コロナ禍における感染予防対策やICT教育研修も増えたためか、そこまで手が回らなくなっていることも察します。しかしながら、保護者はコロナ禍においてさらに学校内での活動内容を知る機会が少なく、子どもの置かれている状況によって学校への見方も変わるように思います。両小学校のホームページで今年の運動会の練習風景が配信されており、見守る目からアクセスできる仕組みになっておりました。保護者が学校運営に関心を持つ機会となり、大変良かったと感じています。

子どもたちは保護者から多くの影響を受けます。先生方がお忙しいことも分かっておりますが、学んだ研修など子どもと関わる上で大切なこと、親自身が学べる情報発信を併せて要望いたします。この件に関してはいかがでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

1つ目のご質問の空き教室につきましては、現在、忠岡小学校が12学級、東忠岡小学校が18学級ございまして、教室につきましては、それ以外に支援学級や少人数指導教室等、全ての教室を有効に活用しているところでございます。

2つ目のご質問の情報発信に関しまして、昨年度の忠岡町教育フォーラムを踏まえた各校の取組等、ご評価を頂き、ありがとうございます。本来、教育フォーラムにつきましては保護者の方にもご参加いただき、各校の取組等をお伝えしたいところですが、コロナ禍により人数を制限し、実施させていただいたところでございます。今後も引き続き保護者との連携を密にし、保護者の皆様にご協力をお願いすることなど、子どもたちにとってよ

り良い教育活動を実現するために情報発信を積極的に行っていくよう学校に指導してまいります。ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。前向きな検討をお願いいたします。人それぞれの目線に立って物事を考えて対応していただきたいと思います。

続きまして、4つ目の項目に移ります。健康支援では、運動と食の大切さについて前回の一般質問で取り上げました。健康において精神的なところに作用します心のケアが一番の要であると考えております。なぜならば、心と行動は連動しているからです。私の経験談から申し上げますと、ベビーマッサージの資格試験で、手技はほぼ満点でしたが、笑顔が欠けているという理由で私は不合格となりました。そのとき、何でと思ったんですが、通ってくださる親子に楽しんでもらいたいという思いを持つことで何ができるかを考えたとき、笑顔はお金がなくても心がけ次第でできること、だから大切なんだということに気づきました。

振り返ると、試験中は手技と言葉をきちんとしなければならなかったと思っていたこと。また、試験のさなか、長男が体調を崩しており、私の心の状態が良好ではなく、自然に笑顔が出ませんでした。自分の心が不調なときに笑顔を出すことは難しいので、心豊かな状態、常に感謝の気持ちを持って人と接することの大切さを学びました。

広報紙に「こころの電話相談」、「こころの健康相談」が掲載されておりますが、こちらは心のケアをしてもらえるところなのでしょうか。本町として何を目的として掲載しているのか、教えてください。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

今回、広報紙に掲載させていただきました「こころの相談」という点でございますが、これにつきましては、主たる掲載の理由は、過日、著名人による自死、自殺でございますね、そのニュースが大きく報じられたこと。このような場合、過去の事例として連鎖的に同様の行動をとる方が非常に多いという点を踏まえまして、その防止を図るため掲載させていただいたものです。

ただ、自殺予防と表題を記載することですが、自殺という表現でさえ非常にデリケートな場合もあることから、あえてこのような表記をさせていただいたところでございます。どうぞご理解のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

そのような意図があったこと、分かりました。どのような町民にどのようになってもらいたいのか、どんなメッセージを込めているかを表現することで、より伝わる媒体になると思います。可能な範囲で前述の表現、ほかの言葉でも、柔らかい言葉でもいいのですが、盛り込んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議員申されましたように、今回の広報掲載の記事だけではなく、いわゆるこれが誰のための表現がないと何のために掲載しているのか分かりにくいという点でございます。これにつきましては、配慮も伴う中ではありますが、議員申されましたように、しっかりと寄り添えるような表現をして、できるだけ分かりやすい形で住民に周知してまいりたいと考えてございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。必要な情報をしっかりと伝えてもらいたいと思います。

心はデリケートなところでもありますので、どの団体がふだんどのようなサポートやサービスを提供しているのか、その中身が分かるものを住民に提示していく必要があると思います。掲載の相談先の情報を分かる範囲で教えてください。

議長（和田 善臣議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議員申されました先ほどの2点、「こころの救急箱」、あるいは大阪府であります「こころの電話相談」、この2本でございます。具体的な中身、大変長うございますので、簡単に申し上げますと、「こころの救急箱」というのは、死にたいですとか、生きることに疲れたなど相談者の気持ちを専門の、これは精神福祉士等でございますが、が受け止め、相談者と一緒に状況を整理して、必要な支援について考えていくという、国と連携するNPO法人でございます。

相談日時は、月曜から火曜日の深夜という形、19時から翌火曜日の3時ということで、自殺が大変多い時間帯を設定していると聞いております。また、木曜、金曜も同様に、夜7時から10時までという形になってございます。

「こころの電話相談」のほうでございますが、これは大阪府のほうが実施しているものでございまして、自殺防止に関する相談を初め、いわゆる議員申されました心の病や心の不安をお持ちの方、健康不安の方、また、医療機関や障がい福祉サービスの情報など知り

たい方のために相談を実施しているものでございまして、基本的に電話相談を受け、最も適切な相談先に直ちにつながるといった形のものでございます。相談日時は、月・火・木・金の9時半から17時という形になってございます。

今後、議員申されましたように、相談のQRコード等につきましては、できる限り掲載のほうをしてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。心の病気の患者数は、厚生労働省の患者調査でも年々増加しておりますので、前向きなご検討のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、最後の項目に移ります。3つ目の項目でもお伝えしましたが、子どもを取り巻く人的・物的環境は日々変化しています。暴力をはじめとする可視化できる問題行動は対応できても、第三者が可視化できないものも、親世代が子どものときもありました。スマートフォンのSNSをはじめ日常におけるコミュニケーションの中でのいじめは、日々起こっています。予防的な対応をしていく必要があると察しますが、どのようにお考えなのか、ご教示いただけませんかでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

SNSによるトラブル等、見えにくい問題行動への対応につきましては、議員お示しのとおり、未然防止を第一に、早期発見、早期対応に努めているところでございます。まず、未然防止策として、子どもたちにはいじめを絶対に許さないという心情を育み、お互いを認め合える集団づくりに努めております。新しく設けられた「特別の教科 道徳」をはじめ、学級活動を含めた全ての教育活動において、いじめを許さない学校づくりに努めております。

とりわけ、SNS等のトラブルについての予防対策としましては、各校での情報モラル教育の中で、SNS等の正しい使い方や危険性等について指導するとともに、小学校高学年や中学1年生への警察関係者による防犯教室の際にもお話を頂いているところでございます。併せて、中学校では毎年、SNS等のトラブルに関する専門家である外部講師を招き、出前授業を実施しております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。「特別の教科 道徳」、警察関係者による防犯教室、外部講師を招いての出前授業も実施されていることが分かりました。ですが、いじめは子どもの成長に大きく影響するため、もっと違う角度からの予防対策が必要なのではないかと考えます。

一例として、大阪府寝屋川市では、いじめゼロへの新アプローチを考えるべく、独自に監察課を設けております。学校現場ではSOSの見逃しや初動対応の遅れなどにより問題が長期化、複雑化するケースが全国的に後を絶たない。教育的アプローチの限界という仮説に立った新たなアプローチを考えております。

教育的アプローチは、いじめの予防、見守りに注力し、新たなアプローチとして行政的アプローチを導入するとともに、児童・生徒に被害児童・生徒、加害児童・生徒という概念を導入。そして、警察への告訴、民事での訴訟を行うルール等を確保、指導する法的アプローチを導入し、行政的アプローチの実効性を担保する役割を果たす、こういった流れとなっております。

市内の小・中学生に毎月配布されるいじめの通報促進チラシ、じっくりと時間をかけ相談できるメール、ケースワーカーと直接話せるフリーダイヤル、市公式アプリからの問合せ窓口、気軽に相談できるLINEなどがあり、行政として認知したいじめ全件に対し、1か月以内にいじめ行為を停止させ、全件でいじめの終結を確認しているとのこと。

この中でも、いじめ通報促進チラシで監察課から児童・生徒、中学生、小学校高学年、小学校低学年、学年ごとに分けて書かれたメッセージを記載し、全保護者に対し、いじめの新アプローチや監察課の業務内容を記載した啓発チラシを配布しているということは、大変効果的であると思います。

本町でも良い点はまねして取り組めるのではないのでしょうか。役場では毎月1回の頻度で弁護士の先生による法律相談も実施しているので、その方とも連携を取り、本町独自の体制を整えていくべきであると思いますが、いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しの他市の取組を参考に、本町独自の体制を整えていくべきではとのご質問につきましては、本町教育委員会が担当させていただきます。

いじめ等の早期発見の方策としましては、担任を含めた全ての教職員が児童・生徒の小さな変化にも気づけるよう、日々子どもたちと関わりをしっかりと持ち、家庭との連携も密にしております。

特に、議員お示しの見えにくいところを拾い上げていくために、少なくとも各学期に1回、児童・生徒を対象とした生活アンケートを実施しております。本アンケートに、具体的に嫌なことをされているという等の記載があった場合には、十分配慮をした上で本人への

事実確認を行い、その後、関係児童・生徒に丁寧に聞き取りを実施いたしております。被害者のケアと安全確保を最優先に嫌な思いの解消に努めるとともに、組織的に継続した見守りを行っております。

今後も、嫌な思いや悩みを抱えている子どもたちを少しでも減らしていくために、教職員一丸となり子どもの心に寄り添った指導に努めてまいります。なお、本件に関しましては、町長部局と調整いたしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

今奈良議員。

10番（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。本町に何が支援できるのか、何をしていけばいいのか、時代の流れに沿って考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上で、今奈良幸子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、小島みゆき議員の発言を許します。小島議員。

4番（小島みゆき議員）

4番、公明党の小島みゆきです。議長のお許しを頂きましたので、通告書に従い、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

新型コロナのワクチン接種も進み、新型コロナウイルス対策も進んでいく中で、以前よりも感染者数が減少していて、ようやく社会が動いてきたように思いますが、急に経済が回り出したため、いろいろなものが高騰しているのが今の現状です。ロシアのウクライナ侵攻が長期化しています。いかなる理由があろうとも戦争は許されるものではありません。その上、さらなる物価高騰も予想されています。本当に一日も早く戦争が終結してほしいと心から願っています。

まず1つ目の、地方創生臨時交付金を活用し、学校給食費の無償化について質問させていただきます。

社会環境、生活環境の変化は、子どもたちの心身の健康にも大きな影響を与えており、例えば偏った栄養摂取や朝食の欠食に代表されるような不規則な食生活の乱れ、肥満や過度の痩せ、アレルギー疾患等の疾病など様々な課題が顕在化している。特に食に関することは、人間が生きていく上での基本的な営みであり、生涯にわたって健康な生活を送るために子どもたちに健全な食生活を身につけさせることが重要となっています。

学校給食は、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと

と、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間はもとより、各教科等において活用することができる。また、学校給食は、児童・生徒が生涯にわたり健康な生活を送るのに不可欠な栄養バランスのとれた食事のモデルとして、家庭における日常の食生活や児童・生徒の日常、または将来の食事づくりの指標ともなるものである。このため、日々の学校給食は大切なものであると言われています。

親御さんも、学校で給食があるということで、栄養も考えてもらっているし、忙しい中、毎朝お弁当をつくらなくて済むということでも、本当に助かるというお声もお聞きします。学校給食費用は、小学校、中学校それぞれ1か月幾らぐらいかかりますでしょうか、お願いします。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

学年によりまして様々、単価等も違いますので、一定分けさせていただいた上で答弁させていただきます。

まず、小学校1・2年生につきましては、大体100万円程度かかっています。すみません、月額費用ということでもよろしいですね。1・2年生につきましては、月額103万7,000円程度です。3年生、4年生につきましては、月額で107万5,000円程度。5年生・6年生につきましては、月額115万2,000円程度。中学校につきましては、月額で、これは人数が増えますので、197万6,000円程度ということになっております。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

前にもお聞きしたんですけども、それを人数的に割らせていただいたら、学年によって、今もおっしゃったように金額が違うと思うんですが、1人で大体平均四、五千円かかるということで、子どもさんの数だけ、それだけ負担も大きくなっていくと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、物価高騰による学校給食費への影響が懸念されています。その対応として、令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて、令和4年4月5日、事務局連絡において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能な事業例として、物価高騰に伴う学校給食費等に関する負担軽減を行う事業に示されております。

学校給食費の無償化については、以前の調査では1,740自治体のうち76自治体で、全国的にもまだまだ少ないようですが、取組を始めている自治体もあります。泉州地

域では田尻町が小学校、中学校の無償化を実施されています。

コロナ禍においては期間限定で取り組んでいる自治体は多くあり、忠岡町でもされたとお聞きいたしました。大阪府も府立の支援学校と定時制高校、中学校の給食費を無償化するとのこと。大阪市も令和2年、3年度も無償化でしたが、本年度も無償化を発表しています。

コロナ感染症が長引き、物価高騰で経済的困窮の中、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、忠岡町でも給食費の無償化に取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

本町におきましては、令和2年度におきまして学校給食の無償化ということで3か月間、これもコロナの地方創生臨時交付金を活用して実施させていただいたところでございます。

令和4年度につきましては、議員お示しの臨時交付金を活用した学校給食費の無償化につきましては、私どもとしましても保護者支援策の1つとしまして具体的な検討に入っているところでございます。

今後につきましては、無償化の期間等につきまして財政当局と調整してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。前向きな答弁に感謝いたします。物価高騰で家計も経済的に大変だと思います。少しでも子育て世帯への負担軽減策として、少しでも長い期間の学校給食費の無償化を取り入れていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、アピアランス事業、医療用ウィッグや乳房補正具の購入費用補助制度について質問させていただきます。

大阪がん研究センターによると、大阪府では年間5万人の方が新たにがんに罹患されています。そして、がん患者の中で、女性特有の乳がんや子宮がんの増加もあります。国立がん研究センター中央病院アピアランス支援センターの定義によれば、アピアランス、外見とは、がんやがん治療により外見の変化が起こることがあります。

代表的なものとしては、化学療法による脱毛、頭髪や眉毛、まつげなどや爪の割れ、剥がれ、手術痕や体の部分的な欠損、むくみ、また放射線皮膚炎などが挙げられています。がん医療の進歩により治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加している今、外見が変化することで他人との関わりを避けなくなったり外出をしたくなくなったりと、今

までどおりの生活が送りにくくなる人がいます。

そこで、治療に伴う外見の変化に対して、医療現場におけるサポートの重要性が認識されており、医学的、整容的、心理社会的支援を用いて外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者さんの苦痛を軽減するケアをアピアランス、外見ケアと呼んでおります。

定義では「外見の変化を補完」とありますが、外見の変化があってもそのままの方でもいらっしゃると思いますが、がん治療に伴う外見、アピアランスの変化に対するケアを通じ、社会参加を支援し、がん患者のクオリティ・オブ・ライフ、心身ともに健康で輝くような状態の向上を図るため、がん治療により脱毛した場合のウィッグや乳房切除をされた場合の補正下着等の購入費用の助成をしている自治体は全国でもたくさんあります。大阪府ではまだまだ進んでいないようですが、近隣市では泉佐野市、貝塚市、和泉市、泉大津市が助成事業を実施しています。

忠岡町においてもがんに罹患された方の社会参加を促進し、療養生活の質が向上するように、アピアランス支援である医療用ウィッグや乳房補正下着等の購入費用の助成に取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

ご質問のがん患者に対するアピアランスケアについての認識及び支援内容についてでございますけれども、認識といたしましては、先ほど議員がおっしゃられたとおり、アピアランスは広く外見を示す言葉で、がん治療におきましては手術、抗がん剤、放射線などの治療により傷跡、脱毛、皮膚の変色など患者の体の様々な外見の変化を指すものになりまして、これらは患者にとって大きなストレスとなる場合がございます。がんと診断されても、ウィッグや補正下着などで外見を整え、前向きな気持ちになることは大切なことと考えております。

本町におけるがん患者アピアランスケアの現状と取組についてでございますけれども、現在取組までは至っていない状況でございます。補助を行っている都道府県、市町村がございます。今後、大阪府における地方独立行政法人大阪府立病院機構、大阪国際がんセンターの医師等12名の委員で構成されております大阪府がん対策推進委員会がん診療連携検討部会による会議内容を踏まえた大阪府の対応や、近隣市町などからの情報を収集するとともに、その取組につきまして調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

よろしくお願ひします。がんやがん治療などにより脱毛などアピランス、外見の変化は、患者さんにとって精神的な苦痛を伴うものであると思ひます。肉体的な苦痛や痛みだけでなく精神的な不安や悩みに直面するがん患者さんに、しっかり寄り添っていけるような対策や支援事業をよろしくお願ひいたします。

最後にもう一言お願ひします。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

近年の治療環境におきましては、治療中の患者と社会の接点が増えることにより、外見変化に伴う社会生活を送る上で大きな支障が生じていることから、患者の悩みが増えて深まってきております。助成制度を成立するには、対象経費とか対象者、所得など様々な要件を検討する必要があります。必要とする人が必要な支援を受けられることがどうかも検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（和田 善臣議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ぜひ前向きな検討をよろしくお願ひします。

以上で一般質問を終了します。ありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上で、小島みゆき議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に北村 孝議員の発言を許します。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

公明党の北村でございます。ただいまより、議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。

まず初めに、総合緊急対策で拡充された地方創生臨時交付金の活用についてお伺いをい

たします。

政府は物価高騰対策を実行するための2022年度補正予算は、5月31日に賛成多数で可決、成立されました。今回の補正予算は、国民生活を守るために我が党が編成を強く主張し、原油高対策や生活困窮者を支援する費用などが計上されております。

中でも総合緊急対策では、自治体の事業を国が財政支援する地方創生臨時交付金を拡充し、1兆円のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を創設いたしました。各自治体の判断で様々な事業に活用できると伺っております。忠岡町公明党議員団といたしましても、5月23日に地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油高騰・物価高騰対応分）を活用した総合緊急対策の実施を求める要望書を町長に提出をいたしました。

中身については、先ほど我が党の小島議員が質問されました学校給食費の負担軽減、2つ目に生活困窮者への臨時特別給付金の対象拡大、3つ目に低所得者の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金の対象拡大や上乘せ、4つ目に水道料金減免の再継続。

そこで、生活支援として生活インフラとして欠かせない水道をはじめ、電気、ガスなどの公共料金への負担軽減策にも充てることができます。電気、ガスは相手が民間となることからなかなか難しいところがあり、しかしながら水道については自治体が事業を行っているので、これまでも取り組んできたことから、引き続き水道基本料金減免に活用していただくようにと質問通告を出しましたが、これは6月3日通告締切り後、6月7日議会運営委員会が開かれまして、ここで令和3年度分の臨時交付金の4,600万円を使って5か月の減免の取組が明らかになりましたので、質問を手短にいたしました。1つだけそこでお伺いしますが、いつ頃実施されるのか、お伺いをいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

水道減免につきましては、8月使用分から5か月分の基本料金の減免を予定しているところでございます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

令和4年度分で6,700万の、忠岡町へのこの臨時交付金の限度額が既に通知されていると思います。この分についても次回の実施計画を提出する日が7月29日であります。しっかり自治体でこの交付金を活用するように取り組んでいただきたいと、こう思い

ます。

そこで、ある自治体では住民非課税世帯、これは午前中松井議員が可処分所得について質問されておりました。ある自治体では住民非課税世帯への10万円給付について対象外になっている課税世帯のうち世帯所得、数字に出しますけど、200万円以下の世帯に現金給付を実施している、こういった自治体もあります。しっかりと住民に寄り添った活用をしていただくよう改めて要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

続いての質問であります。おむつ持ち帰り廃止についてであります。

子育て支援事業を手がける大阪市のベンチャー企業の調査で、公立保育園があると分かった1,461市区町村のうち39%の576自治体で、使用済みおむつを保護者が持ち帰っていると明らかにしました。代表取締役は「衛生面で懸念が大きく、園児ごとにおむつを保管する保育士にも負担だ。持ち帰らない選択肢が広がってほしい」と、こういった指摘をされております。

少し前の電話での調査であります、717自治体、いわゆる49%が持ち帰りなしで、園で廃棄するなどしております。168自治体(11%)が「把握していない」などの調査結果であります。都道府県によって大きな差があることも判明いたしました。持ち帰りがある自治体の割合が最も大きいのは滋賀県で89%、長野県で85%、京都府の73%、香川県の69%、島根県と山口県の67%と続き、青森、石川、愛媛の3県では持ち帰る自治体は確認されなかったとあります。

持ち帰りの理由として、190自治体が「便による体調確認」と回答。「これまでずっとこうしてきた。理由は分からない」が130自治体、「ごみの保管・回収の手間で問題がある」が62自治体、「園廃棄の予算がつかない」は39自治体だったとされております。

2月から園で廃棄に取り組んでいる自治体ですが、保育園で機械を導入して真空パックでおむつを保管し、園側が処分するようにしている。担当者は「臭いを気にして寄れなかったスーパーで買物ができるようになった」といった保護者の声を聞くようになったと、このようにおっしゃっております。また、保育士さんからも作業が減ったと好評だと話をされております。そこで本町の保育園の現状をお伺いいたします。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

町立保育所でのおむつの取扱いにつきまして、お答えいたします。

議員お示しのとおり、現在町立保育所では、使用済みのおむつに関しましては保護者へ手渡し、お持ち帰りいただいております。これは布おむつの時代から保護者皆様にご協力いただいているもので、先ほど議員からもありましたとおり、保育された日の交換回数であつたり便の状態等を保育者並びに保護者間で情報共有をし、お子様の健康管理に資する

ことを目的に実施しております。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

これ、5月3日、たまたま一般新聞に載ってまして、これは熊取町のことなんですけども、ちょっと時間もありますので、同じような内容になりますけども、ちょっと読んでみたいと思います。

「熊取町は町立保育所で使用済み紙おむつの廃棄を始めた。これまでは子どもの体調把握などの理由から保護者に持ち帰ってもらっていたが、臭いが気になるなど改善を求める声が根強いほか、感染症のリスクなども考慮し方針を変更し」、この点については我が党の熊取町の女性議員が常々推進をされておりました。また中身を読みます。

「町によると、これまでは園児ごとに密閉できる箱などで保管し、迎えに来る保護者に袋に入れて渡していました。しかし、定期的実施している保護者へのアンケートでは、『常におむつを持っていると、帰りに買物などに行きづらい』などとして、保育所での処分を求める声が上がっていました。そこで、町は今年度予算にごみ箱などの備品購入費や処分補助費として計約160万円を計上、町立3保育園に臭いが漏れにくい室内用の専用ごみ箱とごみ袋をまとめて入れられる屋外コンテナを配備。当初は秋からの予定だったのを前倒しして5月から始めた。

町内の認定こども園など6か所には処分費を補助し、週2～3回業者が回収することとした。0歳から5歳児107人が在籍する町立北保育所は、2か所のトイレ内にごみ箱を設置し、自身も子どものおむつを持って帰った経験のある保育士さん、Aさんですが、『排便状況は連絡帳や口頭でも保護者に伝えられる』とし、保育士も保護者も互いに清潔に保てると話しております。

また、保育士のBさんは『おむつを仕分けする時間が短縮され、余裕を持って子どもに関われる』と笑顔を見せた。町では共働きの保護者も増えている中、利便性の向上にもつながり、より子育てしやすい環境を整えたいとしております。」

これも先ほど冒頭にお話しされた企業のところですが、今年2月か3月に使用済みおむつの持ち帰り状況を全国調査したところ、公立保育園がある1,460自治体のうち約4割の574自治体が続いていたということで、ちょっと重複しますけれども、こういったことで、一般新聞にこうして取り上げられる、話題になるということは、先進的とは言いませんけれども、話題になるということは非常に珍しいというか注目を集めているわけですね。こういったところにやっぱりしっかりと我が町も取り組んでいていただきたい。

私も初めてこういうのを見まして、実際そこまで気がつきませんでしたし、子どもも大きくなって、保育所はもう通っておりませんので、なかなか現状が分からなかったんですけども、今回こういったことから現状が、忠岡も保護者が袋を持ってきて、その袋に保育

士さんが保管して帰りに持って帰っていただくということもありますので、衛生面、また保育士さんの負担の軽減からも、しっかりと今後前向きに取り組んでいていただきたいと、このように思いますので、答弁よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

本町の場合は、現時点におきまして保護者並びに保育士等からのその意見等は特段出ておりませんが、今後、おむつの取扱いにつきましては、近隣市町の状況等も踏まえて調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

熊取でもアンケートを取りはったんです。うちも布の時代からそういうことがもう慣習か習慣になってるから、それが保護者では普通やと思ってはるわけです。だけど、時代は変わってます。こういった取り上げられてます。全国でこういうことが少し話題になってきておりますので、しっかりとその辺は、声がないからとかじゃなしに、住民に寄り添っていただくというところで、今後取り組んでいただくことに期待をいたしまして私の質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で、北村 孝議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、勝元由佳子議員の発言を許します。

1 1番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

1 1番（勝元由佳子議員）

改革忠岡の勝元です。一般質問させていただきます。

まず、質問に先立ちまして、すみません、通告書の文言訂正を一部させていただきたいんですけど、1つ目の質問の1行目ですね。クリーンセンター運営管理委託契約って書いてるんですけど、運転管理委託契約ですね。すみません、訂正をお願いします。

では、1つ目の質問、ごみ処理事業計画についての質問をさせていただきます。

令和2年度からの4年契約である本町のクリーンセンター運転管理委託契約は、令和5年度末で終了いたします。そのため、令和6年度以降の本町のごみ処理事業をどうしていくのか、そのあり方について現在、検討が進められているところです。

そこで、まず1つ目の質問ですね。町長の選挙公約、広域化という部分について幾つか質問させていただきます。

杉原町長は議員時代から、本町のごみ処理事業のクリーンセンターの広域化ですね。ずっとおっしゃっておられて、町長選のときも「次世代に先送りしない行財政改革」というところで、クリーンセンターの広域化推進ということを掲げられて当選、町長に就任されました。

まず、そのそもそもの部分ですね。これまで町長が議員時代からおっしゃっておられて、公約にも掲げられていた広域化の3文字の中身なんですけども、どのような中身を指しておっしゃっておられていたのか、委託なのか一組の一員なのか、広域連合なのか、いろんなパターンがあります。あと、その広域化の相手が泉北環境なのか、または別の自治体なのかとか、そういった具体的な中身ですね。これまで何を指して広域化の3文字、おっしゃっていたのか、その説明、お聞きしたいのと。

2点目、そういったこれまでの広域化ですね。推進すべき、いいとおっしゃっていたその理由、根拠ですね、教えていただけますでしょうか。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

本町のごみ処理事務に関しましては、これまで財政負担の大きさから、広域化について意見を申し上げてきたところでございます。今の本職に就いてからは、ごみ処理の問題は間違いなしに本町の一丁目一番地という位置づけで、まずは推進する体制で整えております。

一般の廃棄物基本構想の策定の中で、課題と、ごみ処理のシステムについて調査を進めてまいりました。現在進めている基本計画においても、忠岡町単独処理、広域処理組合に委託、民間委託・公民連携の3案について調査を深め、将来の財政負担や住民サービスの維持を念頭に、どの案が住民にとってベターなのかというのを早々に判断して提案してまいりたいと思っております。

以上です。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

質問の答えになってなくて、多分そのお答えは2つ目の質問以降の答えになるのかなと思うんですけど、まず、その町長公約とかに掲げてた、これまで杉原町長ご自身がおっしゃってた中身をお聞きしたいんですけども、そこです。すみません。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

まあ、あくまでもお尻が決まっているという中では、選択肢の中には最初は広域化という問題しかほぼほぼないんですよ。財源の問題からすれば。そこへ持ってきて、この3案が浮上してきたということでございます。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

今まで、広域化を推進すべきやとおっしゃった理由、根拠を教えてください。議員時代からずっとおっしゃってたんで、そこです。

議長（和田 善臣議員）

はい。

町長（杉原 健士町長）

いや、それは理由も何も、私ども、本町の住民1人あたりのごみ処理に対する経費があまりにもかかっているから、これは広域化に行くほうがベターではないかという中で考えたことでございます。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員、この件についてはもうこれを最後に。

1 1 番（勝元由佳子議員）

すみません。でも、質問に答えていただけでないの、そこはカウントされると困るんですけど、こちらも予定を立ててるので。

議長（和田 善臣議員）

そやから、もう1回どうぞ。

1 1 番（勝元由佳子議員）

それで、これカウントされてるんですか。今までの2回。ちゃんと答えていただけでない。

議長（和田 善臣議員）

2回カウントしています。

11番（勝元由佳子議員）

それは困ります。まあまあ、そしたらお聞きするんですけど、結局その町長の公約の部分ちゃんと確認させてもらいたかったんですけど、何をもって広域化をおっしゃったのか、今の答弁ではちょっと分からないんですよ。委託を差してるのか一組を差してたのか、そこをきちんとお答えいただきたいんですけど、そこ、カウントせんといってください。すみませんけど。

議長（和田 善臣議員）

町長、いけますか。はい、町長。

町長（杉原 健士町長）

いや、それ以上もそれ以下もないんですよ。言うように、議員お分かりだと思いますけれども、10年の長期包括が終わりまして、議会の中で単年度で契約して、また今年4年の包括で、合計15年という長きにわたっての民間委託になっているわけですね。包括になっているわけなんですけれども、その中において何度も言うように、府下の中、全国の中でも忠岡町のごみ処理の1人当たりの経費が高いと。これでは駄目だということで、これはこのままここでは持ちませんと、単独では持たない。これをこのまま更新するにしても何をするにしてもですね。例えば、今民間委託しているやつをプロパーで、うちの職員でこれを運転する、これも不可能な話です。技術者がおりません。さあ、建て替えはどうですか。無理なお話です。今までいろんな細分化して見ていくと、細かな点でもたくさんの経費がかかっている中で、これは広域化に進むのがベターやということで始まったことなんです。お分かりしていただけますか。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。これでまとめてください。

11番（勝元由佳子議員）

最後、それなら最後のところをじゃあお聞きしたいんですけど、結局町長ご自身ね、これまで広域化推進ということで公約にも掲げられて、町長になられてるんですね。で、今現在、議会の中を見渡してみましても、ほかの議員の方、会派の方もやっぱり広域化を推進されよと要望されてる方々もおられます。

また、先だってですね、別の町議の方ですけども、町内に活動報告紙を配布されてるのを見ましたら、やっぱり広域化の部分について、「現状では町長が推進しているので可能性は一番高い」ということを書かれて、住民の方にお知らせされてるわけです。やっぱり公約の影響は非常に大きいなと思うんですけども、今現在、本町が推進しているのは全面的に広域化の推進ではなくて、白紙に戻しての一からの検討というところなので。

これ、担当部局のほうに先だって確認させていただいたんですよ。杉原町長が町長に就任されて、担当部局のほうに令和6年度以降のごみ処理事業についてどういう指示を出されたのか。公約どおり広域化を推進せよと、そういう指示やったんかというところを確認

しましたら、担当部局のほうが「広域化を推進せよという指示ではなかった。とにかくごみ処理事業を前に進めてくれ」と。つまり、どこに向かったらいいのか分からない指示を受けたということなので、担当部局としては「それやったら一旦白紙に戻して、一から検討を始めようかということなので今の検討を始めました」と、そう聞いているんですね。

実際、今検討されてる中身、それから先だつての議会への報告内容等々を聞いてみても、多分、今町は広域化を可能性のある案としてあまり考えてないのかなと。恐らく公民連携型の案が一番可能性のある候補なんかなと思うわけなんです。

なので、最後に確認したいんですけども、町長の今のごみ処理のあり方、進め方を見てみると、やっぱり公約を守っていないように見えるんですね。少なくとも町長公約に期待されていた住民、議員の方々から見ると、町長にだまされたという感があるんじゃないかと思うんですけども、公約違反に感じておられる住民、議員の方々に対してのご説明をお願いします。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

それを公約違反と言われたら公約違反かも分かりませんが、あれは住民のために、住民サービスを低下することとかいろいろな面で、全ての面でいろいろ考えながら今この3案を出させていただきました。だから、それを公約違反と言われたら、それは今、勝元議員の言う中においてはそうかも分かりませんが、その中において私、この方針が決まったときには住民にはしっかりと説明する自信はございますので、その辺はご安心ください。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

私自身、もともと広域化推進派でもなかったんで、今の住民にとって一番いいあり方はどうなんやろうという検討をしていただくというのはいいことやなと思ってます。ですけどね、やっぱり公約を信じておられる方から見たらどうなんかなというところがあるので、そしたら町長ご自身、きちんと説明責任を果たしていかれるべきであろうと思います。

公約は、それはそれとして、じゃあ次の2つ目の質問、今後、令和6年度以降のごみ処理事業の案についてお聞きします。

現在、本町で検討がなされている案、3つありますけれども、まず1つ目、町の直営で

やる。これはもう、もはやあり得へんというところですね。広域化についても、住民に対してメリットがないと。泉北環境について見てみますと、今後の負担額が今よりも高くなるというところで住民にメリットがないし、地域住民への、3市以外のごみは持ち込ませないという協定を結んでるというのを、令和元年度の時点でそれを聞いてましたので、そこも可能性、低いなというところがあると思います。

なので、恐らく公民連携型が今の時点で可能性、一番高い案なんかと思うんですけども、この案ね、住民から見ますとやっぱりまだまだ未知数の部分が多くて、ちょっとやっぱりばくち的というかリスクが高いように思います。で、不安を感じるんですけども、この公民連携型の案について、多分一番今のところ可能性、高いんかなと思うんで、ご説明いただきたいんですけども、特にやっぱりリスク面ですね。住民の不安をどのように払拭されていくのか、その点をメインにご説明いただけますでしょうか。

すみません、あと、ついでにまとめて聞きます。時間の都合で。

2点目、町長にこれ、お聞きします。私自身、町政の問題、これまでいろいろ指摘してきました。面積も人間関係も狭いという日本一狭い忠岡町ならではの自治体運営、問題等々もあります。今後、人口減少による厳しい自治体運営を迫られているということなどもありまして、やっぱり小さい忠岡町が今後単独で自治体運営していくのは、多少やっぱり無理があるんじゃないかと、最近感じたりもしています。加えて、このごみ処理事業の今後の課題ということもあるので、1つ案として、近隣の泉北地域の市との合併ですね。それも4つ目の検討案としていかがでしょうかというところですね。

2点、部長と町長、それぞれお答えいただけますでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

それでは、答弁させていただきます。

まず、私は昨年4月に現職になったわけでございますけども、まず町長のほうからこのごみ処理事業について前に進めていくということの指示の下、計画づくりにおきましてはまず現状を十分に把握すること、また住民の利益であつたりとか財政負担を考えまして、どのような手法があるのか、この辺りを調査しながら進めていくというのが定石でございます、そのように進めて現在に至っているというところでございますので、ご理解を頂きたいと思います。

それでは、答弁でございます。

現在は、基本構想、昨年度計画しました基本構想をベースに廃棄物処理に関する基礎調査を進めております。令和6年4月以降のごみ処理について、事業方式の調査と評価を行い、将来の財政負担また住民サービスを見据え、ごみ処理方式を設定した後、一般廃棄物処理基本計画の改定を行っていく予定でございます。

公共と民間が連携してごみ処理を行うという方式でございますけども、これは新たなごみ焼却施設が完成するまでの間は、忠岡町のごみはクリーンセンターで一旦大型車両に積み替えまして、一般廃棄物を受入れしている民間施設に処理を委託する形になります。

同時に、公民連携協定を締結いたしまして、民間資金によりまして施設の設計、許認可、建設と進みまして、おおむね10年後ですね、新しい施設が完成後は、その施設で忠岡町の一般廃棄物を焼却するという形になってございます。

ご質問の民間に委託することに対するリスクですね。これをどのように進めていくかという点でございますけれども、これにつきましては、相手先の企業ができました段階で詳細を記した実施協定、これを締結いたしまして、民間企業グループとの役割とリスク分担を行うわけなんでございますけども、仮に焼却施設建設が遅れるような事態になったような場合ですね、これはごみ中継施設があるわけでございますので、これを継続して使用し、民間施設に委託を続けることも可能でございますし、また10年後ですから、あちこちの施設、ごみの量も減っていることでございます。公共団体や、また広域処理組合、こちらへの委託も可能ではないかというふうに考えているところでございます。

事業スキームを含めまして、このようなリスクマネジメントにつきましても、今回委託をしている一般廃棄物処理基本計画等策定業務の中で検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

本町におきましてはいろいろといろいろなことをやってるんですけど、今、喫緊では消防の指令業務の共同運用とか権限移譲の事務の委託、その他多くの事務の広域的に処理しております。事業効率を上げてきたというところでございますので、現時点については近隣とのですね。私も男とした場合に、プロポーズするときには相手方、私も選ぶ権利がございまして、今合併のことは1つも考えておりません。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

合併の話ですけど、別に私も合併推進派でもないですし、したほうがいいなとも思っているわけではないんですけど、1つね、やっぱり岸和田とはもうつぶれてますけど、泉大津市との北方面との合併、メリット、デメリットとか検討するのはあってもいいのかなと思

ったりもするんです。

それはそれとして、取りあえずごみ事業ですね。以前のようにもう盲目的に広域、広域と、そういう一直線だった状態は、今ちょっと脱出してるんで、それはよかったのかなと思ってます。どの案になるにせよ、このごみ処理事業というのは巨額の税金のかかる事業ですし、住民の将来に大きく影響する事業でもありますので、議会議員だけでなく住民全体にきちんと丁寧に説明、広報していただいて、住民の理解を得ながら今後この事業を進めていっていただきたい。その点だけくれぐれもお願いして、この質問を終わります。

次、新聞掲載された発注案件のその後についてです。

この件は、もう既に皆さんご承知のとおり、報道された発注情報漏えい問題の件です。この工事の発注については、令和2年度以降、現在もずっと中止状態です。今年度に改めて発注やり直しをするということで、今年度当初予算も組まれてます。

先日、この発注の予定について担当課にお聞きしました。「今年度、いつするんですか。もうやってるんですか」とお聞きしたら、担当課が「今後、文化会館の運営委員会で協議、検討します。なので現時点で全然めど立ってません」という回答だったんですね。その委員会で何を検討する必要があるんやと、そんな必要ないでしょうということちょっと指摘させていただいたんですけど、この今の状況ですね。全く発注のめど、立ってないという状況自体、やっぱりすごい違和感があるんです。

私自身、この案件について、3月頃ですか、開示請求させていただいてます。結局この、今年度の発注が終わらないと過去の分も見せれない、公開できないということで、公開待ちの状態なんです。なので、うがった見方をしますと、この今年度の工事が完了したらもう情報公開せないかと。なので、当然過去の令和2年度当時のことも、町が、職員が脅されたとおっしゃってる業者の名前とかも全部出てきます。明らかになるし。また、新たな問題追及の種になりかねへんなということで、何かわざと発注を遅らせて情報の公開を遅らせてるん違うかとか、何か隠そうとしてるん違うかとか、新たな疑念を招く状態になっています。

ですので、もう単刀直入にお聞きします。現時点でもなお今年度の発注見通し、予定が立ってない理由ですね。ご説明いただけますでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

文化会館の修繕工事につきましては、議員仰せのとおり、現在工事を発注できる状況には至っておりません。令和4年度当初予算におきまして修繕費の確保はしており、仕様書、設計図書を作成するために複数の設計事務所に打診を行った結果、想定よりも多額の設計料が必要であることが判明したところでございます。

今後、早急に設計を行いまして、その後、工事を行ってまいりたいと考えております

が、当初の想定を大きく上回っていることから、補正対応なども含めて検討する必要があると考えているところでございます。その際は改めまして議会にお諮りしますので、よろしくをお願いいたします。

なお、工事につきましては、今年度中に実施できるよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1 1 番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

これですね、ちょっと担当課のほうから聞いたお話ですけども、もう設計書、それから仕様書が全然もともと、令和2年度当時ですか、なくて、口頭で発注してた状態やったと。なので、本来のきちんとした発注事務をしようと思ったら、結局予算が足らるので補正予算を組まないかと。だからまた議会にいずれ上程されるんですよ。補正予算分。ということなんで、やっぱりもともとの予算取りというか、発注事務がまずいからこういう状態になってるわけですよ。というところがあって、これまでもちょっと指摘してもらってるんで、発注事務の見直し、改善は早急にさせていただきたいんですけど、取りあえず今後、補正予算案、いつ頃上がってくるかだけ、何月議会頃かだけ教えていただけますか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

確定なことは言えませんが、できるだけ早急にと考えておりますので、次回の9月議会には上げたいなとは考えております。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

また、じゃあ議会に上程されるということですので、この件はまたその上程されたときに、細かいところはお聞きしたいと思います。そういう発注の問題については改善をお願いして、この質問はこれで終わりにさせていただきます。

次、記録の作成・保存と情報公開についての質問です。

本町では、町政に係る様々な情報、特に意思形成過程や根拠となる情報等について、住民が知ろうとしても全くと言っていいほど、その当時の記録が作成・保存されておらず、知ることができないという状態が非常に多く見受けられます。

これまで私自身、町政について、なぜこうなったのかとか、何を根拠に町はそういう説

明をしているのかといった部分ですね。開示請求したり担当部局に事実確認、聞き取り等をさせていただいてきましたけれども、担当部局ご自身が過去の担当者ですね。「記録を残していないから分かりません」とか、「決裁文書を見ても細かいことを書いてない。資料もついてないから分かりません」ということで、担当部局ご自身が確認できなくて、町として説明できずに対応説明に苦慮しているという場面に頻繁に遭遇するわけです。

となりますと、結局我々住民からしますと、町はその場限りのいいかげんな説明をしてるんじゃないか、ごまかしてるんじゃないかと不信感を抱きます。少なくともこういう記録という客観的証拠がないと、やっぱり町側の言ってること、説明がうそか本当か分からないわけです。そして、自治体行政としての説明責任を果たせていないという部分で、非常に問題であろうと思います。

そこで、1つ目の質問ですけれども、本町の説明根拠が不明な案件、それから今後の対応についてお聞きします。これもまとめてお聞きします。

まず先般、3月の予算委員会で、東忠岡認定こども園の整備工事で生じた土砂の件が問題に上がりました。これについて教育委員会から町側の負担額、それから受注業者の側の負担額と、それぞれ負担分を足したり引いたり、相殺したら町側、住民側の得になったんでこういう対応をしましたと、たしかそういう説明、答弁されてたと思います。ほかの周りにおられる議員の方々も聞いておられたと思いますけれども、それで、その答弁の根拠になる、一体何に幾ら足したり引いたりしたんやという部分を開示請求させていただいたんですけれども、その根拠になる数字、1ミリも出てこなかったんですね。

なので、改めてお聞きするんですけれども、先般の予算委員会でこの盛土、土砂の件について「相殺したら住民の得になった」と答弁した根拠ですね。何に幾ら足し引きして、そうおっしゃったのか、その数字を教えてください。逆に、ないならないと正直に答えていただきたいというのが1点。

今後、町として、今まで何回も記録ですね、きちんと残してくださいと。やっぱり職員さん自身が自分たちの業務引継ぎ、困るでしょうと。説明もできない、おろおろするところ、自分たちの身を守るためも含めて説明責任を果たすという部分も加えて、ちゃんと、メモでもいいから記録を残してくださいとお願いしてはいますが、「そんな暇ない」とか「全部記録に残せない」とかいうことで、改善、図っていただけません。

ですので、なぜ記録の作成、保存をきちんと徹底させないのか、その理由と、今後これをどう改善して、住民への説明責任を果たしていくのか、この点、ご答弁いただけますでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

まず、盛土の件でございますが、処分等々、さらに運搬費、土購入費等を比較した結

果、数百万円以上の費用が抑えられたということで、教育委員会としましてはそのことがありましたので、今回の盛土のほうを採択したということでございます。

なお、議員のほうから開示請求があった際に提出できなかったということに関しましては、その時点では最終的な工事が終わっておりませんので、最終的に全ての工事が完了したときには、全ての当初と最終の実施状況についての違いというものに関しましては当然出てきますので、現時点ではちょっと出せないということでご理解いただいたらというふうに思います。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

本町の説明根拠は不明な案件があるということに対して、今後どのような対策を講じるのかということでございますけども、まず行政文書の作成、管理、保存等につきましては、公文書等の管理に関する法律において、行政が適正かつ効率的に運営され、行政機関等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされることを目的として、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存または利用等に定められています。

行政文書は、行政機関の職員が職務上作成し、または取得した文書であり、そのあり方は文書の作成または取得の状況、当該文書の利用状況、その保存または廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的に判断する必要があるとございます。

地方公共団体の活動は文書に始まり文書で終わると言われるように、行政の仕事、そのほとんどが文書等を通じ展開しています。つきましては、文書における意思決定に至る経緯、過程が明確なものでなくてはならないことから、現在は全庁的に適切な公文書の作成、事務処理が行われるよう留意点と周知徹底を図るとともに、随時、必要に応じ補正等を行っています。

今後におきましても、法令順守はもとより本町の文書取扱規定等により起案文書等で趣旨、目的、必要性が分かる文書になっているか確認することと併せて、意思決定に至る経緯やその過程が明確なものになっているか確認し、住民の方々への説明責任が果たせる適切な文書事務が行えるよう努めてまいりますので、よろしくようお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

一言。取りあえず住民が開示請求して、「出してください。見せてください」と言われたら、出せる状態にはきちんとしておいていただきたい。やっぱり不信感を招かない自治

体運営をぜひしていただきたい。加えて、職員の皆さん方自身、きちんと組織として記録、情報を残して引継ぎをしていって、職員、人材の育成にも役立てていただきたい。そのところをお願いして、この質問を終わります。

すみません、もう時間ですので、残りの質問、また時間があるときにさせていただきます。

以上で一般質問、終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で、勝元由佳子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

14時40分から再開いたします。

（「午後2時25分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後2時40分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

日本共産党、河野隆子です。ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず初めに、文化会館と児童館の開館日を元に戻されよという質問でございます。

忠岡町とお隣の岸和田市との合併問題、これは随分前の話であります。多くの住民が、忠岡町は単独でいく、自立のまち忠岡町を残していく、合併はしないという意味を住民投票があり、示されたわけであり。当時は合併ありきでありましたから、一部での大盤振る舞いもあって、合併をしないと決めた後は、忠岡町単独の福祉施策も一部後退をいたしました。

その中で文化会館も、そして児童館も、経費削減の名の下で週休1日が今2日になってしまっています。祝日があれば3日間休むこととなります。近隣自治体では週休2日も取

っているところはありません。開館日を元に戻して住民の利便性を図るというお考えはないでしょうか、担当部長よりお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

現在、文化会館及び児童館は毎週月曜日と火曜日が休館日となっており、住民一人一人が自らのライフスタイルに合った生活を送ることができるよう、各種講座や教室を開催しております。

今後、多様化する住民ニーズや生涯学習また子育ての拠点として、それぞれ役割を果たすため、開館日を増やす必要性は感じておりますが、先ほど議員からもご指摘のとおり、平成19年度より町の施策であります第2次財政健全化によりまして開館日を縮小しているところであります。本町のような財政基盤が脆弱な自治体にとりましては、経常経費を抑制するための施策として、現状の休館日での対応とせざるを得ないものと認識しております。

しかしながら、文化会館運営委員会の要請によりまして昨年実施しました文化会館に関するアンケート調査において、開館日の増を求める声も多くあったところでございます。その結果も踏まえまして議論を深めていただき、今年の10月には答申を頂戴する予定でございます。そちらのほうを尊重しながら今後の検討としてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

コロナ禍であっても昨年の施設の利用者ですね、その数は講座が123人でクラブ2, 467人、一般貸出しは1, 655人、通常、例年と違いまして、講座以外はやはりコロナの関係でかなり人数は減っておりますが、多いときで一般貸出し3, 264人という人数も出ております。これだけ多くの住民が利用されているところであります。講座、クラブも一定の住民が参加、利用できていると思いますが、その一方で一般貸出しは、週休2日になっていきますから影響はあるというふうに考えております。本町の中でほかに使える施設があるのでしょうか。ないですね。

町役場南側にありました公民館もなくなりました。勤労青少年会館も福祉センターとなって、それまでそこで卓球を楽しんでこられた方は追いやられ、立派に建て替えられた福祉センターは土日休みで、空いていても貸し館として利用できない。自分たちが興味のあることや得意としていることをきっかけに、住民が集まったりそういった場所がないとい

うことであります。

社会人になると、仕事によって休日も異なります。土日がメインでなく平日に集まる、夜も集まるということもあります。より多くの住民が利用できるようにするためには1週間に2日も休館するのではなく、休館日を元に戻されるというお考えは、もう一度聞きますが、ないでしょうか。これね、拡充されよというのではなくて、もともと文化会館は火曜日だけがお休みでしたので、元に戻されよと言っています。いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

先ほどと同じ答弁になりますが、当然、もともとは1日の休館日ということにさせていたしましたが、財政状況が逼迫している中で週休2日ということにさせていただいております。

昨年文化会館運営委員会を立ち上げ、そういった部分も含めて現在検討しておりますので、今年10月には一定答申が出てきますので、そのときには改めてそういった部分も含めまして検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

10月に答申が出てからのことだということで、答えは一緒であります。文化会館の2つ目のところの質問に移ります。

自立のまち忠岡町を残す、その選択をして、住民もいろんな場面で辛抱していただきました。1つの公民館がなくなって、公立病院も閉めざるを得ない。財政が逼迫して、2007年より財政健全化が始まっています。何年たっているんでしょうかね。今年、2022年ですが。健全化、健全化と言って、ずっとこれ続けてるわけなんです。住民にいつまで我慢してくださいと言われるのかというふうに思います。

2007年から財政健全化によって休館日が2日になったわけですが、現在、忠岡町みらい計画で引き続き、先ほど言われましたように第2次財政健全化、継続されております。当時と違って本町の財政、危機的な状況はもう脱しているのではないかというふうに思っています。ですので、財政健全化、財政健全化という答弁であります。それはもう通用しないのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

私が答弁するのちよっと分かりませんが、財政健全化によりまして会館の休館日を2日とさせていただいておりますので、教育委員会としましては、そちらに従いまして現在運営させていただいております。先ほども言いましたが、10月には一定の答申が出てまいりますので、その際には再度検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

他の自治体に比べて、本町、たくさん基金を積んでるわけではありません。しかし、少しずつではありますけれども、財政、改善されてきているというふうに思っています。で、休館日を元に戻すというところで予算が幾らかかるか、この試算ですね。これは今までもお聞きしました。前に聞いたときに380万円程度だというふうに聞いておるんです。金額からして本町の財政、この金額が財政を逼迫するというふうには思えません。ちよっとこれ、何度お聞きしましても同じ答えになるというふうに思いますので、続けます。

この4月から生涯学習課が、課長さんも含めて文化会館に移られました。なので休館日の月曜日も文化会館におられます。非常に、電話しても出ていただけますし、助かっております。本町から文化会館に移られたことで、いろいろとご苦労もあるというふうに思っております。そこで、文化会館に職員さんがおられるのですから、月曜日に開けるということは何もそれについて弊害はないんじゃないでしょうか。職員さんがおられるのですから、試算も随分また変わってくるというふうに思うんです。予算も380万円、それ以下になるんじゃないかなというふうに思います。これについてはいかがでしょうか。試算、変わるんじゃないでしょうか。その点はちよっとお答えお願いできますか。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

ご指摘の生涯学習課が文化会館のほうに移動したというところでございますが、あくまでも生涯学習課としては人数的には変わっておりませんので、今まで庁舎内でやっておった事務をあちらのほうでやっていただいているというところでございますので、文化会館自体の人数が増えているということではございませんので、先ほどからおっしゃられております元に戻すときには、私も試算しましたが、現時点においてもやはり400万程度の負担増にはなるというふうに算出しておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

文化会館、それは先ほど担当部長も言われましたけれども、生涯学習の拠点であるというふうに言われております。今、地域コミュニティが崩壊していると言われる中で、地域コミュニティの再生の要となる、地域に設置されている公立の文化会館、この役割が極めて大切になっているというふうに思います。

忠岡町を残したいという思いで、今まで住民と行政でここまで頑張ってきてきたんですから、安くて誰もが利用できる公共施設として、やはり開館日を元に戻すということが必要ではないかというふうに思います。自治体の本来の役割ですね、住民福祉の向上に努めるのが本町のあるべき姿だというふうに思っております。後退したままの状態は一日も早く解消していただきたいと思います。

それで、文化会館の運営委員会の答申が10月に出るということではありますが、その答申を受けて町長もいろいろ判断されるというふうに思います。答申どおりではなくて、町長のその判断が重要になるというふうに思うので、最後に、先ほど町長ね、答弁はちょっと、委員会でやっておりますので、答弁のほうはなかなか難しいというふうに思いますが、一言だけお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

なるべくそれは住民の皆さんのお目にかなうような方法で、あのままの状態でもあきませんしね。もっともっとお金を入れて。建てた当時のままだと思います。もっともっとグレードアップもしやなあかんという中においては、いろんなところでもっともっと考えていかなあかんというのは当然のことだと思っております。

ただ、一兎も二兎も三兎も追うわけにはいきませんので、取りあえず1丁目1番地の問題を、取りあえずルールの上に乗ってからしっかりと考えていきたいと思っております。その中には、開館日の方法もいろいろ答申を受けて考えさせていただきたいと思っておりますので、取りあえずは一兎ずつ追わしてください。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

前向きによろしく申し上げます。

では、次の質問に移ります。高齢者難聴に関わる補聴器の補助についてであります。

日本では超高齢化社会を迎えておりました、そういった中で高齢期の聞こえの支援、必要ではないかというふうに思っております。高齢者が増えるということは、当然のことながら加齢性難聴の方が増えるということになります。高齢になって難聴が進んでいけば、そのコミュニケーションが衰えるということと、何も対処しなければ高齢者は社会的にも孤立していく、そういったことで認知症や鬱病、進行していくのではないかという専門家の意見もございます。

高齢者の難聴に何も介入をしないとどういうことが起こるかということで、会話ができないので社会活動が減る。そして、先ほど申しましたように孤立、認知症、鬱が進行する。脳が萎縮して意欲が低下する。その上で要介護度が高くなる、あるいは死亡率も高くなるといったことも報告されております。

加齢性難聴がこのようなことにつながっていく、このことについて町はどのように認識をされておられますでしょうか、まずお聞きしたいというふうに思います。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

高齢者の加齢性難聴は認知症の危険因子の1つとされており、聞こえづらさから周囲との関わりを避けることで、社会から孤立してしまうだけでなく、音の刺激や脳に伝わる情報が少なくなると、脳の萎縮や神経細胞が弱まり認知症につながることを考えられています。補聴器を装着し聞こえを改善することで、生活の質を維持し、社会交流を図りながら住み慣れた地域で自分らしい暮らしにつながるものと考えられていると思っております。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

原因は認知症につながるということは認識されているというご答弁でありました。日本において補聴器の値段ですね。片耳当たりですから両耳ですともっと高くなるわけです。片耳で安くて3万円、高いのだと20万、30万、40万するらしいです。それが両耳だと倍になるというわけですね。これが保険適用でないために全額実費となっていて、今現在ですけれども、要するに身体障害者手帳が交付される障がい者の方の高度、重度難聴の場合には1割の負担はあります。中度以下の場合には医療費控除はあるんですけれども、し

かも9割は重度、高度以外の難聴の方が多いんですが、実費で購入しているということで、特に低所得者の高齢者の方々にとっては、これはもう切実な問題になっています。年金、国民年金で生活されておられましたら非常に暮らしも逼迫して、買えないというふうな状況になるというふうに考えております。

そこで、町で補助をするお考えはないかということでもあります。この間、高齢者の社会参加の重要性などや認知症予防との関係で、東京をはじめとする全国で補聴器補助制度をつくる自治体が広がっています。近隣では、ただいま残念ながら貝塚だけありますけれども、補助を出しているということでもあります。

そこで、忠岡町としても補聴器の補助、これをするお考えはないでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

高齢期の補聴器に対する購入の町独自の補助につきましては、長期にわたる継続が必要となりますので、国・府、近隣の市町村の動向を注視しながら慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

やはり補聴器を買ってつけるということで、介護度も要介護にならないとか、医療費も病院に通うことも少なくなると、そういったところにも影響してくると思います。ぜひ補助のほうを検討していただきたいというふうに考えています。

そこで、今年の2月、予算委員会の分科会で委員の質問に、厚生労働省の参考人の方がこういうふうに言っているんですね。すみません、ちょっと順番が。補聴器の②の質問です。

厚生労働省におきましては、障害者手帳の所持者のほか、日常生活のしづらさが生じている方を対象に調査を実施していると。この調査では調査対象者の症状について、平成28年の調査から聞こえづらさに関する項目をより具体的に聞くことといたしましたと言われています。

この調査は令和4年度にも実施を予定していて、その際には、調査対象者に占める聞こえづらさのある方の割合が適切にできるように、全ての調査対象者に対して聞こえの状況の調査をすると、専門家の意見を聞きながら調査方法の改善を検討してまいりたいと、こ

のように答えているんですね。会話もしづらい、聞こえない、そういった生活の実態調査ね、これを町がまずは把握することが必要ではないかというふうに考えます。そこで、町のほうではこの実態調査ですね、調査をされるご意思はありませんでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

委員長（三宅良矢議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

実態調査につきましては、まず国等の調査結果を参考に研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

国を待っていたらなかなか調査もできないというふうに思うんです。で、この補聴器問題を考えるときに高齢者難聴者の実態、それは今申しましたように、まず把握することが重要だというふうに思います。たまたま今年暮れですね。暮れに行われる3年に一度行われる介護保険制度の調査ですね。これに合わせて高齢者福祉計画改定直前調査というのが、これがあります。町のほうにもあるというふうに聞いています。そこで聞こえの問題、この設問を入れると、一言ね、そういったことをしたらできるのではないか。たまたま12月に取られますので、そこで入れてはどうかというふうに提案しますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

令和6年度から始まる高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定する年度の前年度に、国から提示予定である一般高齢者を対象とした介護予防日常生活圏域ニーズ調査、及び在宅で生活している要介護等認定者を対象とした在宅介護実態調査を令和4年度には実施する予定でございます。

一般高齢者を対象とした介護予防日常生活圏域ニーズ調査には、町独自に調査項目を定め継続的に調査し続ける項目もあります。既に国の調査項目以上に調査が行われており、さらに調査項目が多くなると回答率が悪くなるということも懸念されることから、聞こえ

に関する調査項目を追加することにつきましては慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

国のががみといいますか、それ以外に町独自でもいろいろと加えてアンケートを取っておられるというご答弁でした。慎重に検討するということでもありますけれども、その聞こえの問題ね。そんなたくさんね、高齢者の方は質問がたくさんあると邪魔くさくなってしまふというのはよく分かるんです。ただ、聞こえの問題、「会話ができていますか。会話していて聞こえづらくないですか」、そういったことぐらいでしたら載せれると思いますので、それはぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それで、私も高齢者の方とお話しすることがありますけれども、本当に、怒鳴り声ではありませんけれども、大声を出さないと会話にならないと、そういった方がやっぱりおられて、そういった方は大体お一人暮らしなんです。ですので、やっぱり調査は必要だというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それで最後、この補聴器の最後なんですけど、ちょっと最初に戻りまして補助のことなんですけどね。これは2019年の3月なんですけども、我が党の議員が質問して、当時、麻生財務大臣が「難聴問題は重要なので、厚労省から要求があれば補聴器補助の予算をつける」と、このような答弁をしているんです。ですので、国のほうも考えているか、その後ちょっと私も調査しておりませんが、やはり忠岡町独自で予算もつけて手厚い、そういった難聴の方を救うと、そういったことはぜひ検討していただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

では、最後の質問です。歩道と私道の整備についてであります。

町内の歩道に敷いてある水路の上のコンクリートですね。すごいコンクリート蓋がかなり劣化している。「50年ぐらいたってるんじゃないか」というふうに担当の方、おっしゃってました。もうがたがたで、本当にけつまずくんですね。足を引っかけた。高齢者だけでなく若い方もやはりけつまずいて転倒したりされてるんです。私、聞いているだけで3件あるんですが、お1人の方はコンクリート蓋に足を引っかけた、こけて、指でしたかね、骨折をこの前されたということで、「危ないわあ」というふうにおっしゃってました。

それとあと、アスファルトが盛り上がってるところがあちこちにあるんですね。それにもけつまずいて、こけて飛んだと。それは若い女性ですけど、そういったことも聞いています。なので、やはりいろいろとね、やっぱり危険な場所は整備して改善すると、そうい

ったところのお考えはないかというところでは。

1つ、さっき言いました水路上のコンクリート蓋、これ、先ほど転倒された方は忠岡駅の東側の歩道ですね。そこであります。で、整備して改善するお考えはないかということですが、これについてはいかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

歩道上のコンクリート蓋が劣化している件でございます。それと、今お話しいただいているアスファルトが盛り上がり危険な場所があるということでございますけれども、現場を確認いたしまして、緊急性のあるところから優先順位を考慮して対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、具体的な場所につきましては、建設課のほうが窓口となって承っておりますので、情報提供していただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

担当課としてもなかなか本町全体、把握するのは難しいところもあるというふうに思いますので、やはり個々にね、私も窓口に行って言うこともございますし、他の議員さんもあると思いますので、ぜひそこはね、危険なところはすぐ改修していただくと。

府営住宅の前の歩道、あそこは本当にきれいに、上からアスファルトを敷いていただきましたので、非常に歩きやすくなっておりますが、この質問のときにいろいろとご説明をお聞きしたけども、そのアスファルトを敷くというのがやはりなかなか、民間のお家の前は難しいというふうに聞いておりますが、全てそうなんでしょうか。やはりアスファルトを敷けるところもあるんじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

個別の対応になってきますので、当然敷けるところもあれば敷けないところ、形状等々を勘案させてもろて施工方法を決めさせていただきたいというふうに考えておりますので、個々の案件につきましては個別対応という形でお願いできたらなというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

ぜひ、危険な場所は即対応していただくと、このように要望しておきたいというふうに思います。

2番目のところなのですが、生活関連道路である私道の件ですね。これには補助を検討していただきたいという質問でございます。袋小路ですね。3軒、4軒、7～8軒の袋小路も様々、本町にあります。そこで、私道になっておりますので、町道ではないということで、傷んだり穴が開いてて、本当に子どもも足を突っ込んだら危険やという場所もあるんです。ですが、そこはやっぱり町道ではないので忠岡町はしてくれないと。これは私も何度か要望もしましたけど、してくれておりません。

それで、ちょっと調べましたが、隣の和泉市さんですね。和泉市は私道についても補助を出しています。これ、袋小路で2軒以上、2軒以上で補助を出すんですね。生活関連道路として。費用が70%が市持ち、30%が地元住民持ちと、そういった割合になっているそうです。上限が何と300万円。300万円補助を出すということなんですよ。やはり私道だから町も全部できないというところは分かりますけど、やはり危険な場所ね。そこはやはりこの補助を出して安全な生活道路にすると。生活ですね、生活道路ですね、関連道路にすると、そういったことが検討が要るのではないかというふうに思うんです。やはり補助を出してもらったら住民の方も周りにも言いやすいし、1軒、2軒がおっしゃってても、7～8軒あればやっぱり皆さんにお声もかけないといけないという意味もあります。ですので、ぜひこれは補助を検討していただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

生活関連道路である私道についての補助でございますが、議員、例を出していただいて和泉市の件、お教えいただいておりますけれども、近隣市等の状況を我々のほうも調査研究してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

先ほど上限300万と言うて、もう終わります。300万円言うて、それやったら大分予算つけなあかんというふうにお考えになるかもしれませんが、和泉市に聞きますと、年間やっぱり2件とかそれぐらい程度の件数なんですって。やはり住民さんもそんなむちゃなことは言いません。ですので、やはりこれはぜひ検討していただきたいというふうに要望しまして終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、二家本英生議員の発言を許します。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

5番、日本共産党、二家本英生です。議長のお許しを得て、今から一般質問させていただきます。

まず最初に、学校体育館にエアコンを設置し、教育環境の改善をとということについて質問させていただきます。

近年、地球温暖化による気候変動により、世界的に異常な豪雨や猛暑が頻発しています。日本においても、50年に一度と言われるような豪雨が毎年のように発生しています。また、国内の最高気温も40度を超える都市も出てきています。

環境省が「2100年 未来の天気予報」で、8月の日本各地の最高気温の予想が、沖縄を除く全国で40度以上と予想され、気候危機は日本に暮らす私たちにとっても死活的な大問題であります。

日本でも2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすると宣言し、2030年までに2013年度比46%の削減を目指してはいますが、さらなる削減目標の引き上げが必要で、我が党日本共産党は最大60%のCO2削減を提案しています。また昨年9月の忠岡町議会においても、「2030年までの温室効果ガス削減目標の引き上げ及び気候変動対策の更なる強化を求める」意見書が決議され、国に対策強化を求めているところであります。

気温上昇が心配される中、今年5月29日に大阪でも30度を超える日があり、これから夏場に向け、熱中症が気になるところであります。

熱中症のリスクを示す数値として「暑さ指数」というものがありますが、この指数は少しずつ認知され、大手のネットサイトでも掲載されており、特に気温が高い日はテレビでも注意を促しています。この「暑さ指数」が28以上になると、「嚴重警戒」となり、熱中症の危険性が大幅に上昇し、それに比例し屋内での熱中症も増加しています。嚴重警戒ライン以上を記録する日が、今後も増加されると予想されます。

本町での熱中症対策として、以前の一般質問で、「国や府からも事故防止のため十分な水分補給を、また暑さによっては激しい運動を控えたり、運動を中止するなど、熱中症予防に取り組むよう通知されておりますので、本町教育委員会におきましても各学校へ、熱中症事故防止のため適切に取り組むよう周知を行っている」との答弁もあり、学校現場における対策は既に実行されていると感じます。

また、小・中学校の普通教室、特別教室の全てにエアコンが導入されているので、教室内の熱中症対策はされてはいますが、体育館についてはまだエアコンが未設置であります。

体育館へのエアコン設置については、災害時の避難所として設置の要望を、これまで一般質問をはじめ、議会でも取り上げてきましたが、改めて、設置できない理由を確認したいと思います。当然、理由は1つではないとは思いますが、最大の要因となっているのは何でしょうか、教育部長にご答弁をお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

一番大きな問題としましては、やはり体育館ということで断熱性能が確保されていないというところで、冷暖房の効率が悪いというところが一番のネックかなというふうに考えております。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

先ほど断熱性がやっぱり担保されないから、なかなか冷房、特に冷房、暖房も効きにくいということでありました。近隣市、こちらのほうを確認してお伺いしますと、エアコンの設置については近隣市はかなり進んでいます。設置する際に断熱性のことをお伺いしたところ、断熱性はあまり気にせず、取りあえず生徒が児童たちが過ごしている場所さえ冷やせれば何とかなると。それが熱中症対策になるということをおっしゃっていました。ですので、それが一番の理由というのはなかなか難しいところであって、やはり今の教育環境を改善をしていくことが、生徒や児童たちの教育の学びの喜びになると思われま

先ほど私も少し述べましたが、以前の答弁の中でも「近隣市町の情報収集をする」と、毎回答弁があります。そういうことであれば、現在、近隣市町の情報は把握されていると思います。そういった近隣市町の設置状況等を教えていただきたいと思います。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

近隣5市ですね、高石市、和泉市、泉大津市、岸和田市、貝塚市のうちで、既に全校設置済みにつきましては、高石市、泉大津市、岸和田市の3市。今年度中に全校設置の予定が貝塚市。和泉市のみが一部設置というふうに伺っております。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

近隣市の設置については先ほど教育部長から答弁があったとおりです。やはりこの熱中症対策として、またいろんな自治体にお伺いしますと、やはり災害時の体育館、災害時の避難場所としての空調整備ということでも設置されていることが多くあります。その中で岸和田市ですね。岸和田市のほうが従来の私たち、私が以前から求めている設置型のエアコンという話をしていましたが、岸和田市さんでは移動式の大風量のエアコンを導入されるということをお伺いしております。それであればそれほど予算的にもかからないですし、ランニングコストもそれほどかからないとは伺っております。その点について、これからの教育現場の改善をするために、そういったことも含めて設置する検討はしていただけないでしょうか。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

昨年、避難所対応ということで体育館で利用できるように、冷風機と大型扇風機を購入いただいたところでございます。実際に先日、両小学校の運動会の際に体育館を保護者の待機場所として利用しておりましたが、今申し上げた冷風機と大型扇風機を利用したところ、好評であったというふうに学校のほうからも伺っております。

今後は、これらを積極的に活用することで対策ということで考えていきたいというふう

に思っておりますので、よろしく申し上げます。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

先ほど、昨年ですね、冷風機と大型扇風機を購入したということでありましたけれども、これは各体育館にどれぐらい台数、設置しておりますか。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

冷風機につきましては各 1 台ずつですね。扇風機につきましては 2 台ずつを設置させていただいております。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

冷風機については各 1 台、扇風機は各 2 台ずつ設置されているということでありました。実際、他の岸和田市もそうですし、あと大風量の空調を入れている八尾市が令和 2 年度に導入されてるんですけども、やはり体育館の床を冷やすためには、最低でも制度設計してもらったところ、やはり 4 台から 6 台必要であると設計の段階で調査されております。やはり 1 台だけ、その部分だけなかなか、1 台だけであればなかなか体育館全体というのは冷やせないところではあります。そういった意味でも今後、今後というかできるだけ早い段階で、子どもたちの熱中症対策の予防にできるだけ対処できるような形で、早い段階での冷風機を導入していただきたいと思います。

実際に体育館にエアコンを設置するメリットについては、まず部活動のときの熱中症対策に有効だという点が挙げられています。特に夏の部活動については、熱中症が発症するリスクを常に抱えていると言えます。実際、中学校や高校で発生する熱中症の事例のうち、運動部活動時によるものが実に約 7 割を占めているというデータもあるほどです。これは、学校で発生する熱中症の大部分が部活動に起因するものだということを示唆しております。体育館にエアコンを設置することは、少なくとも屋内競技における熱中症事故を防ぐ最も有効な手段の 1 つではあります。

そしてまた、昨年、高石市の中学校のほうへ体育館の視察に党議員団で訪問したときに、外気温が30度を超えていたのに、冷房が効いた体育館内で生徒たちが伸び伸びとクラブ活動を行っていました。また、忠岡町の中学生が練習試合で高石市の中学校へ行った際に、「空調が効いていて、とても活動がやりやすかった」という声も聞いております。学校の教育環境の整備、特に熱中症対策は近隣の自治体でも強く感じられているところでもあります。忠岡町においても先ほど申し上げた据置型にはこだわらず、体育館に空調の設置をしていただきたいと思います。様々な方法があると思いますが、その点について早急に検討していただきたいと思います。いかがでしょうか、ご答弁をお願いします。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

エアコンの設置につきましては、設置する際の財源措置はございますが、ランニングコストに関しましては各自治体の負担となっております。本町のような脆弱な財政基盤の自治体においては負担が大きくなることから慎重にならざるを得ないというふうに考えておりますので、先ほども言いましたが、近隣の市の状況等も踏まえて、引き続き調査研究してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員、ちょっと。これ1、2、3って番号を打ってくれてるんやけど。

5番（二家本英生議員）

そうです。忘れてました。今3番目で。

議長（和田 善臣議員）

上へ行ったり下へ行ったり、いろいろしているような感じで。

5番（二家本英生議員）

分かりました。すみません。先ほどランニングコストの話がありましたけども、令和元年度に、ちょっと方法はあれですけど、箕面市のほうでLPガスでエアコンを設置しているところがあります。そこから頂いた資料によりますと、小学校12校にエアコンを設置して、小学校12校の1校当たりの平均が年間で19万2,097円、中学校が8校ありまして、こちらも年間平均で41万1,745円です。これがこの年の年間のランニングコストになります。それほど思っているほど高いものでもありません。ランニングコストを気にされるのであれば、もう一度きちんと調査をしていただいて今後の検討にさせていただきたいと思います。

以上でエアコンのほうの質問は終わります。

続きまして、学校給食費を無償へということの質問に移ります。

今年4月から、食品や日用品、またガスや電気代などの公共料金など、急激な物価高が

暮らしを直撃しています。それに対し、賃金は上がり、その上、コロナ禍による収入が減っている方も多く、暮らしを維持するのが厳しい状況になっています。この急激な物価高騰により学校給食費を値上げする自治体も増え、子育て家庭の家計に負担となっています。

日本国憲法第26条2項に「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」とあり、義務教育は憲法で無償であると定められています。

しかし、実際には完全無償ではありません。学校で必要な制服や体操着、上履き、学用品などを買いそろえなければならず、給食費も学校給食法により保護者負担となっています。

文部科学省、平成30年度子供の学習費調査で、保護者が1年間で負担する金額が出されています。公立の小学校で、学校教育費6万3,102円、学校給食費4万3,728円で、1年間合計が10万6,830円。中学校では、学校教育費が13万8,961円、学校給食費が4万2,945円で、合わせて18万1,906円が必要と発表されています。

忠岡町では、就学前教育において、町独自で給食費を無償化されていますが、小・中学校については実施されておりません。子育てには、どうしてもお金がかかってしまいます。憲法でうたわれている義務教育無償化に向け、また、保護者負担を少しでも軽減させるため、小・中学校の給食費無償化が必要でないかと思います。

給食も食育という教育の一環だと思います。ぜひ給食費の無償化の実施に向けて、検討を行っていただきたいのですが、いかがでしょうか、教育部長よりご答弁をお願いします。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

小・中学校の学校給食につきましては、先ほどは議員からもございましたが、学校給食法により学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定めるものは義務教育諸学校の設置者の負担となっております。それ以外にかかる経費、つまり食材費につきましては、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とすると規定されていることから、現状においては学校給食費の無償化については考えておりませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

どうしても足かせになるのが学校給食法という法律なんですけども、これを大阪市、先ほど小島議員もおっしゃっていましたが、大阪市でも給食費無償化を行っております。やはり子育て世帯に、特に若い世代というのはなかなか収入が少なく、大変な思いで子育てをしています。そういったところで学校の給食費を無償化することによって、経済的負担も減り、学校で給食が無料で食べれる、そういった楽しさ、うれしさもあると思います。そういったところで学校給食というのは大変重要なところだと思っています。そこを無償化することによって、先ほども言いましたが、保護者の経費負担が少なくなり、大変助かるものだと思います。そういうことで、ぜひ給食費の無償化をやっていただきたいんですけども、もう一度ご答弁お願いいたします。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

先ほどと同じ答弁になってしまいますが、現状においては学校給食費の無償化については考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

今後、当然国や、本当は本来であれば学校教育費無償化をうたっているのは憲法でうたわれているので、本来であれば国で推進すべきだと思います。町でできないのであれば国や府に要望していただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

授業料に関しては当然無償化ということになっておりますのであれなんですけど、あくまでも給食ということで、食材に関しましては先ほども申し上げたとおり、児童または生徒の保護者の負担ということになっておりますので、それを国のほうに対してということもちょっと今の時点では考えておりませんので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

国にもなかなか要望していただけないということで、ちょっと残念な結果になりましたけど、これからもこういう運動を進めていきたいと思います。

続きまして、次の質問に移ります。今、物価高騰が続く中、給食費の原材料がやはり高騰しています。そんな中、給食費のほうも値上げが懸念されております。忠岡町では昨年、わずかではありますけども、給食費が値上げとなりました。物価高騰については周知の事実であり、給食の質を心配する保護者もいらっしゃいます。その対応について、忠岡町ではどのような取組を検討されておりますでしょうか、ご答弁お願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

原材料の高騰によります食材費への影響でございますが、本町学校給食会へ確認したところ、食材料の高騰については現行の給食費で賄うことは非常に厳しい状況ではあるということはお伺いしております。しかしながら、給食会のほうでは旬の野菜を活用することで食材単価を抑えるなど様々な工夫を凝らしていただいております。そういったところで引き続き安全、安心な給食の提供に努めていただいているというふうにご回答いただいておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

その点につきましては、これだけ物価が高騰している中、食材の保障はしていただけるということは大変ありがたいことだと思います。今後、値段がどうしても上がった場合というのは、緊急的な措置も検討していただければと思います。

次の質問に移りますけれども、こちらの質問については、先ほど小島議員が一般質問でありましたので、今回についてはそれと同じ答弁だと思いますので、ここは省かせていただきたいと思います。

続きまして、最後の質問になります。府道堺阪南線の歩道の安全確保ということで質問させていただきたいと思います。

現在、府道堺阪南線の道路整備工事が忠岡町内で行われています。同時に歩道の拡幅工事も行われています。

歩道の拡幅工事の際、車の歩道進入を防止するため、以前は車道と歩道の間にガードレールが設置されてはいましたが、工事後に設置されたものは、支柱が細く、柵自体も細いものになっており、強度に不安が残っております。

大阪府に確認したところ、歩行者が横断をしないように設けられた横断防止の柵であることが分かりました。実際、新しい柵を設置された後に事故が発生しており、柵が歩道側になぎ倒されている箇所もありました。万が一、事故の瞬間に歩行者がいると重大事故にもなりかねません。現在の横断防止柵のままでは歩行者保護としては安全対策は不十分であると考えます。

この府道堺阪南線は学校の通学路にもなっています。そのような歩道でありますので、安全対策はかなり重要な点だと思います。忠岡町として、この安全対策についてどのように考えておられますでしょうか、ご答弁お願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

府道堺阪南線歩道改善工事につきまして、以前にはなかった歩車道境界ブロックが新たに設置され、15センチの段差で蹴上がりの役割を果たすものと、今回ご指摘の横断防止柵が整備されておりますが、先月、物損事故で横断防止柵が破損した事例がございました。町といたしましても歩行者の安全が第一でございますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

先ほどの答弁で保護者安全第一ということをおっしゃっておりました。忠岡町としてはそういう考えでいいと思いますけども、この道はあくまで府道であります。府道はやはり大阪府に要望しないといけないというのはあるんですけども、忠岡町として安全対策として、忠岡町だけで考えるのではなく、大阪府に要望していただいて、きちんとした安全対策、通学路のガードレール、これを設置していただくように要望していただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

先ほど議員仰せの安全防止柵、横断防止柵でございますけれども、強固なものに変更していただくように大阪府に対して要望してまいりたいというふうなことで考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

今回の府道堺阪南線だけではなく、忠岡町内、結構狭い道が多くなっております。その中で直線のあるところ、やはりスピードを出したりする車が多く見受けられます。ここだけの歩道だけではなくて、ほかの、特に子どもたちが通学するような道に関しては、当然保護者と学校との話し合いも必要とは思いますが、安全対策をもっと密にさせていただいて、子どもたち、そしてまた通行する方々の安全を守っていただきたいと願ひまして、私からの一般質問を終わりたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

以上で、二家本英生議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、是枝綾子議員の発言を許します。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

日本共産党の是枝です。今日最後の一般質問となります。

私は4つの質問事項について通告をしております。まず、1つ目は防災の取組についてです。

先日、新しく作成されました忠岡町総合防災マップというものが全世帯に配布されました。水防法の改正により、千年に一度の大雨を想定した降水浸水想定区域図などが指定、公表されたことや、避難情報の警戒レベルが変更されたことなどを受け作成されています。とても分かりやすく、よくできており、今後この防災マップが住民に活用されるよう、忠岡町の取組をしっかりと行っていただくことをまずもって求めておきます。

忠岡町の総合防災マップは、千年に一度の降雨災害をどう捉えるかが大事になってきています。正常化バイアスをいかに克服するかという問題があります。これは、何が起きても自分だけは安全だとか、そういうことは我が町では起きないとかいう思い込みは、住民だけでなく行政にもあります。自治体が災害に見舞われると、「想定外のことが起きた」という声が上がります。この悪弊を断ち切って、我がこととして頻度の低い巨大災害に備えなければならないと思います。

最近、豪雨の頻度は増加しています。これまでその地域には起こらなかったような雨が降る現象、降水極端現象といいますが、今後、地球温暖化に伴う気候変動により増加することが心配されます。2018年、平成30年に起きた西日本豪雨災害は極端現象の1つと言えると思います。

さて、この忠岡町の総合防災マップは、住民に命を守る避難行動に重点が置かれているように思います。千年に一度という豪雨災害ということが想定されておりますので、そのようになっていると思います。

では、避難する際の要支援者については、本町では手上げ方式で支援プランが策定されています。令和3年、去年度ですね、国の法改正で市町村に個別避難計画の策定が努力義務化されました。要支援者のうち、この災害対策基本法の改正でいう個別避難計画の必要な方の策定状況はどのようになっているのでしょうか。防災担当部局の公室長さんより答弁を頂きたいと思います。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町では、平成26年3月に策定しました忠岡町災害時避難行動要支援者支援プランに基づき、要支援者の個別計画の策定に関し、主に自治振興協議会を中心にご協力をいただいておりますが、現在の計画策定率は、支援を求める方約600人に対し支援者は約200人の、約30%となっております。コロナウイルス感染対策として人と人との接触を減らす観点から、要支援者との面談もできなかったこともございますが、各自治振興協議会による支援者の確保が困難な状況があることから、今後大幅な進捗率の向上は見込みにくい状況となっているところでございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

本町では要支援者プランですね。手上げ方式の分が30%と、必要な方に対してということであるということでありました。今回、国のほうで指針としてつくるように努力義務化された個別避難計画というのものは、もう少し踏み込んだ詳しい中身になっていると思います。手上げ方式ということになりますと、隣近所の方にちょっと助けに行ってもらって避難所に連れて行ってもらうというふうな感じになると思いますが、ここでいう本当に障がい者の方であるとか要介護認定を受けている重度の方であるとか、これは隣近所の方

ではなかなか難しいということもあるかと思しますので、そういう方々にきちんと個別プランができているのかということが非常に大事になってくる。千年に一度の雨が降った場合にその方々を置き去りにするというにはできないと思います。

ということで、それについてはどうなのかということが2番目の質問になるわけですが、策定されている自治体というのは、大変全国でもまだ少ないということです。総務省の調査ではこの個別計画の策定状況、資料がなかなか新しいのがなくて、国ですから、令和元年度の6月時点で対象者全員分を策定している市町村は全体の12.1%にとどまっているということであります。個別計画を策定する上で必要な個人情報の収集に、本人の同意がなかなか得にくいというところがあるとのことであります。

ですが、具体的には個別計画が必要な方の多くが、何らかの福祉介護サービスを受けている方だと、この方々にきちんとその計画がつくられているのかどうか、この辺はきっちり見ていただきたいと思います。障がい者の方でしたら障がい者相談支援事業所の相談支援専門員が、介護保険のほうですね、要介護、要支援の方でしたらケアマネジャーや介護相談支援事業所の相談員など、専門家などが避難の個別計画の策定に関わってもらおうということが、一番日頃の延長で避難ができるというところで、やはりこれは福祉ですね。健康福祉部の仕事になってくるのではないかというふうに思います。

ですから、そういう観点から見ますと、この国のほうの指針で言われている昨年法改正された個別計画は、危機管理課で策定するというよりも健康福祉部で担当するのが自然だと思います。努力義務ではありますが、忠岡町の総合防災マップにあるように、自分で自力で避難できない要介護や障がい者の方を誰一人残さない、取り残さないために、忠岡町は今後どう取り組んでいかれるでしょうか。健康福祉部長より答弁を頂きたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村での個別避難計画の作成が努力義務化されました。また内閣府からは、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針が示され、個別避難計画の作成に当たっては日頃からケアプラン等の作成を通じて避難行動要支援者本人の状況等を把握しており、信頼関係も期待できる介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職の参画を得ることが極めて重要とされております。

これらを受け、福祉専門職と自治振興協議会や自主防災組織等の地域住民が相互に連携して取組を進めることにより、平常時と災害時の切れ目のない支援が見込まれることから、個別避難計画の策定に向け防災部局と福祉部局が連携し、福祉専門職と地域住民の横断的な体制の構築について調査研究を進めてまいりたいと考えております。

また、令和3年度からは、個別避難計画の作成経費に関し交付税措置を講ずることとされておりますので、他市町村の事例等を参考にしながら、本町にとって最適な個別避難計

画の策定方法について研究してまいりたいと考えております。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

財政的な措置もあると、交付税措置があるということでもありますので、これはぜひそのお金も活用して進めていただきたいと思います。

ある自治体は、どこのというのはちょっと申し上げにくいんですが、専門員の方が個別計画を1件作成するごとに自治体から補助金が支払われると、多分その財政措置を活用して進めているということだと思います。ということで、この個別計画が進むように、忠岡町の健康福祉部がどのようにその仕組みをつくっていくかということについて調査研究してまいりたいということなんですね。調査研究というのは、どういう立場で調査研究をされるのかということをおちょっと再度ご答弁いただきたいと思います。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

部長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

防災部局に関係部局が協力することにより避難行動、要支援者の個別計画作成の推進を図り、災害時において1人でも多くの方の大切な命を救えるようにしていくことが重要であると考えておりますので、個別避難計画の策定について努力してまいります。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

ありがとうございます。ぜひ個別支援計画が1件でも多く進むようにということと、これはスピード感をもってやっていただきたいと思います。千年に一度だから生きている間にそんな大きな災害はないだろうという、最初に申し上げた、これはやはりいけないことで、やはり我がこととしてその避難計画、大きな災害が起きるということで進めて、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2つ目の質問に移ります。災害時の避難場所となる忠岡町の公共施設にWi-Fiを設置することについてお尋ねいたします。

災害時、避難所で被災者のニーズに応じた情報が得られるというメリットがあります。日常的には文化会館やふれあいホールの利用者の利便性もよくなるということでもあります。近隣市のWi-Fi設置ですね、状況を調べてみましたが、公民館に絞ってちょっと調べ

てみました。

岸和田市は6か所の公民館に、一部の部屋と多目的室、ホールとかいう4つの部屋に、中央公民館などはあるとか、和泉市は北部・南部リージョンセンターとコミュニティセンターの会議室に設置をされているとか、財源はコロナの交付金を使って設置されたそうがあります。あと、高石市と泉大津市では、公民館にはちょっと設置されていませんでしたが、図書館に視聴覚室とかありますので、図書館にW i - f i が設置をされています。本町では文化会館には設置をされておられません。視聴覚室が文化会館にはあるんですが、そこにもないし、パソコン教室のお部屋にもないということです。

そこで、お聞きいたしますが、本町の公共施設へのW i - f i 設置の検討については、現在どのようになっておりますでしょうか。取りあえずちょっと、そしたら文化会館のお話をしましたので、担当部長さんよりお答えを頂きたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

まず、文化会館でのW i - f i の検討状況でございますが、W i - f i となりますと個人情報^{いしゅう}の漏洩の危惧があることや、昼夜を問わず青少年が蝟集^{いしゅう}するおそれがあり、深夜に蝟集^{いしゅう}することは子どもの健全育成上、大いに懸念されるところであります。

一方、議員仰せのとおり、文化会館は災害時の避難場所となっておりますことから、W i - f i の整備の必要性は認識しておりますので、これらを踏まえ現在検討を行っている状況でございます。

いずれにしましても本年10月に文化会館運営委員会からの答申をもとに、できることから検討してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、ふれあいホールに関しましては、現時点でW i - f i 設置につきましては検討しておりませんので、よろしくお願いいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

情報の漏洩とか青少年の非行の問題とかいうことであれば、他市で設置をしていたら、そこはそうなのかというのは、やっぱりやり方というところがあるかと思っておりますので、そこはよく調査していただきたいと思っております。

設置されているところにお聞きすると、講師が遠隔で研修会をしたりとかオンライン会議をしたりとか、住民の方からは「W i - f i のあるお部屋を借りたい」ということで、そういう使用をされたりということ、やはりコロナ禍でいろいろな生活のあり方が変わ

ってきたということもありますので、時代に応じた、コロナ禍ということでの使用方法というところでは、やはりW i - f iを設置していくということも必要ではないかというふうに思います。

講師がコロナの濃厚接触者で来れませんねんといったときに、家から、その方のところからみんなが研修を受けれるとか講座を聞けるということもできますし、また、感染を予防するということで、会場が狭ければ一般の方がオンラインでそれを見ることができるとかいうこともできるのではないかと。様々な使い方がありますし、やはりこういう地域の皆さんの活動やそういう文化ですね、教育を止めないということで、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

そのほかに、新型コロナの交付金のメニューにあったんですね、これはね。実はそれは私もちょっと存じ上げてなかったもので、これは忠岡町は新型コロナのお金を活用されておられませんでしたということで、大変もったいないですねと思いましたが、財源はほかにもあるわけです。

公衆無線LAN環境整備支援事業というものがありまして、防災拠点などにW i - f iを設置する際、補助率2分の1ということで、これを活用して防災拠点となるところ、そういったところにW i - f iを設置するお考えはないでしょうか。もちろん文化会館も含めてですが、公共施設全般ということですので、災害、これはほんまの防災拠点というところになるところも含めてという話ですので、これは担当部局ですね、公室長さんのほうにこのことについてお考えはどうでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

文化会館につきましては、現在、教育委員会のほうで検討していただくということで、他の公共施設が避難所開設となった場合でございますけども、防災部局の観点からは、万一避難所を開設し、開設期間が長期となる場合には、現在G I G Aスクール構想で購入しておりますモバイルルーターを教育委員会にお借りし設置するというので調整しておりますので、よろしくお願いたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

ということで、W i - f iを設置するというよりも、今現在あるものを活用するという

ことで対応するという事なんですね。その際の使用についてはどういう取り決めにされるか分かりませんが、災害時に限定してということだと思いますが、これは日頃の防災拠点だけなんです、日頃にも使えるようにということもぜひしていくためには、こういうきちんとした整備をしていただきたいと思いますというふうに思います。

ちょっと時間がございませんので、次の3つ目の質問に移ります。カラスの被害についてです。午前中にも同様の質問がありましたので、私は少し視点を変えて質問したいと思います。

私も先月、5月に住民の方から、一般家庭ごみの回収日に10羽ぐらいのカラスがゴミ袋を破って、中のごみが道路に散乱しているという被害を聞き、その対策を忠岡町に求めたところです。先ほどの答弁にもありましたように、啓発をしていくとか、あとそういったごみの出し方については、そういうふうに住民の方にお知らせしていくということと、そのネットの補助についてちょっと難しいという、そういうご答弁でありました。

そしたら、出し方に注意しても全住民に徹底するというのはなかなか大変なことであります。それならば、カラスの餌となる生ごみの量を減らす、ごみの減量化の取組をしていくということしかないというふうにも思います。カラスの被害をなくすだけでなく、ごみの減量化ということもできて、ごみの出し方も全体によくなっていくということで、このことを契機にそういったごみの減量化に取り組むという機会にしたらどうかというふうに思います。

本来は燃やすごみを減らして、温暖化ガスであるCO₂を削減していくというためのことですが、住民意識を高めることでごみ処理の経費も少しは削減にもなり、カラスの被害もなくせるということになればというふうに思います。

本町のごみの減量化の取組についてお聞きしたいと思います。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

ごみ減量化に関する現在実施中の施策といたしましては、まず一般家庭用ゴミ袋の有料化、それと粗大ごみの有料化、それとプラスチック製容器包装の、またペットボトル、空き瓶、空き缶などの分別、そのようなことをお願いしているところでございます。また、助成金のほうですね、家庭用生ごみ処理機器を購入された方に対する助成金も行っております。

こちらの施策については、忠岡町内の家庭から排出される生ごみ減量化及び資源化に関する意識の高揚を図ることを目的としており、ひいてはカラス被害を低減させることにもつながるものだと思っております。

午前中の前川議員の答弁と重複することもございますが、本助成金と併せて、ごみ出しの工夫等についてはホームページ、広報紙などによる周知を図ってまいります。また今後、ごみ減量化に関する施策展開としましては、本年度改定中の一般廃棄物処理基本計画において排出抑制及び資源化向上に向けた方策として、先進事例などの研究を踏まえた上で施策を位置づけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

ありがとうございます。本町の可燃ごみの一般家庭ごみ、取組によって少しずつ減ってきているというふうな資料がございます。本町のごみ処理基本構想の資料では、平成28年度、1人1日当たり546.6グラムであったものが、令和2年度は1人1日495グラムに減ってきているということでもあります。しかし、その一方で粗大ごみの可燃ごみが増えているということでもありますので、まだまだごみの全体の減量化としての取組というのは必要であるかというふうに思います。

生ごみ処理機の購入の補助もありましたが、年間5件程度ということで、これだけではちょっと取組としては十分とは言えないかというふうに思います。住民のごみの減量化の意識を向上させていく取組ということでは、広報紙、広報などでPRということもなんですが、コロナ禍なのでちょっと今は難しいかもしれませんが、落ち着いたら地域に出向いて行って、ごみ減量化の講座をされたりとか、そういったことも必要だと思います。

そのことはこの忠岡町の行政評価にも、やはりそういう研修会等が未実施であったというところで書かれておりますので、コロナのほうの感染状況が落ち着いてきましたら、ぜひこういった研修会等も取り組んでいただきたいというふうに思います。今後もさらなるごみ減量化の施策を進めていただきたいと思いますが、その点ではいかがでしょうか。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議員ご指摘のとおりごみ減量のPR等につきましては、今後検討を深めて実施してまいりたいと思います。ごみ収集量の減少につきましても、人口減少と比例したスピードになっておりますので、一概に施策によるものと断定はできかねますが、少なくとも一定の意識向上には寄与したものと考えております。

今後は、先ほど申しあげました一般廃棄物処理基本計画におきまして、現行施策やごみ処理状況の評価、検証を行った上でさらなる減量化を推し進めるための施策を研究してまいります。

以上でございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

分かりました。カラス対策をしたごみの出し方ということも徹底されていくと同時に、その根本であるごみの減量化に取り組んでいただきたいということで、ぜひ住民の方への、地域のほうに入って研修なり講座なりを進めていただければというふうに思います。そのことを求めて、4つ目の質問に移りたいと思います。

本町の福祉バスをもっと利用しやすく便利なものに充実、改善することについて、お尋ねをいたします。

福祉バスの増便と土日の運行については、我が党の河野議員がずっと議会で、一般質問で取り上げてきました。昨年度策定された忠岡町立地適正化計画に、公共交通機関として福祉バスが位置づけられているということもあり、まちづくりの計画というところから、福祉部門だけでなく、他の部署との協議ということが必要になってくるかと思えます。その検討状況については、他の部署との協議とかの検討状況についてはどのようになっているのでしょうか。健康福祉部長よりお答えいただきたいと思えます。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

福祉バス運行の検討につきましては、現在関係課内で行っており、どのような運行形態が利用者の促進につながるか、また運行形態を変更することによる課題について整理しているところでございます。今後、検討委員会の立ち上げにつきましても検討しておりますので、よろしく願いいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

福祉バスの充実について検討委員会の立ち上げを検討されているということでありますので、ぜひこの要望としては、バスの増便もあるんですが、和泉府中駅や岸和田方面への

接続というものが便利になればということもありますので、そういった福祉からはかなりちょっと外れるかもしれませんが、公共交通機関をどう考えるのかというところでこの福祉バスというところがあるということですので、ぜひその検討委員会を立ち上げていただいて、全庁的に検討していただければというふうに思います。

その2つ目の質問ですが、逆回り、反対回りのルートや増便について、検討についてはいかがお考えかということはずっと聞いておりますので、福祉の担当部署としてはそういった増便とかそういった改善は求めているらっしゃると思いますが、なにぶんお金がないということで財政部局がなかなか首を縦に振らないのではないかとということ、財政部局としてはこの増便については財政上本当に困難なのかということについてはどのように検討されたのか。増便についてのご意思はどうなのかということについてお答えを頂きたいと思います。公室長さんよりお答えお願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町の経常収支比率は、令和2年度決算において19年連続で100%を超えている状況でございます。新たな経常経費の負担につきましては、持続可能なまちづくりのため、費用対効果や他の施策との優先順位などを考慮し、将来の財政負担も見据えながら検討する必要があると考えております。福祉バスの増便につきましては現状では大変難しいものと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

福祉バス、まちづくりとして位置づけていこうということで検討委員会、立ち上げるといことで、それをちょっと充実していかなければいけないのに、だからまちづくりのためにとか難しいということが、ちょっと違った方向のご答弁があったわけなんです、やはり今後、運転免許返納とか、あと高齢化社会に突入していますけれども、必要が、需要は高まっているんだけど、不便なために利用できないということで、費用対効果といいます、費用対効果を言うなら、増便してもっと住民の方にどんどん外出していただくということのほうが大変効果があるのではないかと思います。

財政的にどのぐらいかと言うと今の2倍の、350万がその倍になるということもありますが、しかし、そのことによって介護を受けたりとかということが減っていくと、自立に

つながるといふことになるといふ効果も、目に見えないけれども、大変大きな効果があると思っておりますので、そういった視点で費用対効果と言うならば、そのように町民の健康やそういった日常生活を支えるという観点から効果を見ていただきたいと思います、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

一言で。

町長公室（立花 武彦公室長）

将来の財政負担を見据え、費用対効果も検証しながら検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

以上で、是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これをもって一般質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次の会議は明日6月15日午前10時から開きます。

本日は大変ご苦労さまでした。

（「午後4時10分」散会）